

R 1 営繕 吉野川北岸工業用水道 松・長岸 配水ポンプ所改修工事

図面番号	図面名	縮尺	図面番号	図面名	縮尺	図面番号	図面名	縮尺
A-01	特記仕様書 1	non	A-16	改修前 AD 1 詳細図	1/20	A-31	改修後 排気口 開口部浸水対策工事	1/30
A-02	特記仕様書 2	non	A-17	改修後 防水扉SD 1 詳細図	1/20	A-32	支障物件図	1/100
A-03	特記仕様書 3	non	A-18	改修後 防水扉SD 1 部分詳細図	1/3	E-01	電気工事 特記仕様書	non
A-04	特記仕様書 4	non	A-19	改修前 AD 2 詳細図	1/20	E-02	改修前 1階排水ポンプ用電源・照明器具改修設備図	1/100
A-05	付近見取り図 配置図 支障物件図 基準水位 仕上げ表	1/1000	A-20	改修後 防水扉SD 2 詳細図(参考図)	1/20	E-03	改修後 1階排水ポンプ用電源・照明器具改修設備図	1/100
A-06	改修前平面図	1/100	A-21	改修後 防水扉SD 2 部分詳細図(参考図)	1/3	E-04	改修後 地下1階排水ポンプ用電源・照明器具改修設備図	1/100
A-07	改修前立面図	1/100	A-22	改修前 シャッター周辺 詳細図	1/20	P-01	管工事 特記仕様書	non
A-08	改修前断面図A-A'	1/100	A-23	改修後 脱着式防水板SW1 詳細図(参考図)	1/20	P-02	改修後 配水ポンプ 増設平面図	1/100
A-09	改修前断面図B-B' C-C'	1/100	A-24	改修後 脱着式防水板SW1 部分詳細図(参考図)	1/6	P-03	改修後 増設排水ポンプ 据え付け要領図 架台図	1/10 1/20 1/50
A-10	改修後平面図	1/100	A-25	改修前 防火戸周辺 詳細図	1/20	M-01	空調工事 特記仕様書	non
A-11	改修後立面図	1/100	A-26	改修後 脱着式防水板SW2 詳細図(参考図)	1/20	M-02	改修前 改修後 空調・換気外設備 平面図	1/100
A-12	改修後断面図A-A'	1/100	A-27	改修後 脱着式防水板SW2 部分詳細図(参考図)	1/6	M-03	改修後 給気外①廻り 詳細図	1/30
A-13	改修後断面図B-B' C-C'	1/100 1/20	A-28	改修前 給気口・通気口撤去工事	1/30	M-04	改修後 排気外②廻り 詳細図	1/30
A-14	屋根伏せ図 天井伏せ図	1/100	A-29	改修後 給気口・通気口 開口部浸水対策工事	1/30			
A-15	建具表	1/50 1/5	A-30	改修前 排気口・点検扉撤去工事	1/30			

課長	副課長	課長補佐	課長補佐	係長	課員	担当

I. 工事概要

1. 工事名称	R 1 営繕 吉野川北岸工業用水道 松・長岸 配水ポンプ所改修工事
2. 工事場所	坂野郡松茂町長岸
3. 敷地面積	
4. 工事種目	開口部、ダクト等の防水対策工事一式、排水ポンプ増設工事一式、天井改修工事一式 鉄筋コンクリート造、地上1階・地下1階建、581.70m ²
5. 工事区分	電気工事一式、管工事一式、空調工事一式を本工事とする
6. 工期	工事完成年月日は令和 年 月 日とする。

II. 建築工事仕様書

1章 一般共通事項

項目	特記事項
1. 適用基準等	<p>◎図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通大臣官庁官庁営繕部監修の下記による</p> <p>①公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)平成28年版(以下「改標仕」という。)</p> <p>②公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(平成28年版)(以下「標仕」という。)</p> <p>③公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(平成28年版)</p> <p>④公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(平成28年版)</p> <p>◎本工事のうち電気工事及び管工事について、下請業者を使用する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有したものを選定すること。</p> <p>◎設計図書の優先順位は、次の順とする。</p> <p>(1) 質問回答書(2)から(5)に対するもの)</p> <p>(2) 補足説明書</p> <p>(3) 特記仕様書</p> <p>(4) 図面</p> <p>(5) 公共建築改修工事標準仕様書(平成28年版)等</p> <p>◎施工条件は次による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、津波発生時において、ポンプ所内部の電源設備及びポンプ設備の浸水を防ぐために、「基準水位」よりも低い位置にある。開口部、ダクト等壁貫通部について、防水層や止水モルタル等による浸水対策を行うことを目的としている。 ・ここで、「基準水位」とは、津波防災地域づくりに関する法律第53条第2項における避難施設の避難上有効な高さなどの基準となるもので、津波浸水想定に定める水深による水位に建築物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して、必要と認められる値を加えて定めた水位であり、地盤面からの高さで表示している。 ・施工者は、上記の点を踏まえ、基準水位を強く意識して施工に当たらなければならない。特に小さな隙間などからも大規模被害につながる浸水につながることを理解し、施工を慎重に行うものとする。 ・施設職員により設備巡回を一日一回実施するため、安全な巡回動線を確保すること。 ・発電室は、第4種危険物施設一般取扱所(ボイラー、バーナー等)のため、壁貫通部3の施工に先立ち、坂野東部消防本部予防課に対して、変更許可申請を行うこと。 なお、本申請にかかる費用は、本工事に含む。 ・ポンプ室内のポンプ設備は、24時間稼働をさせるため、電気を止めることはできない。 貫通部1～3の施工にあたっては通電のまま行うため、安全に十分に注意をし、施工すること。 ・ポンプ室内のポンプ設備に、ゴミや塗料などが入ると、機械故障の恐れがあるため、厳密に養生をすること。ただし、養生に際しては、機械温度が過度に上がらないように、通気を確保する等対策を講じること。 ・本工事に関連のある管理本部〇〇工事、備蓄倉庫〇〇工事は、平成31年度内に発注予定。 ・夏場は、建物内の温度が上昇するため、熱中症等の対策を十分に行うこと。 <p>◎本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定(国土交通省告示 平成13年4月9日改正)」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。 現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等、同規程に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。 ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。 なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員(契約書に規定する)に監督員をいい、標仕の規定による場合は監督職員と読み替える。以下同じ。)に報告し、指示を仰ぐこと。</p> <p>◎本工事に使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3.10.8建設省経機発第249号最終改正 平成14.4.1国総施第225号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等が分かる写真を監督員に提出すること。</p> <p>◎本工事で使用する建設機械(労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械)は、1年以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書(検査記録表)のコピーを施工工程の施工計画書に添付し提出すること。</p> <p>◎受注者は、本工事の一部を下請に付する場合には、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない。なお、請負対象額(設計金額)が1億円以上の工事については、徳島県内に主たる営業所を有するもの以外と下請契約する場合に、県内業者を選定しない理由を記した理由書を事前に監督員に提出しなければならない。</p>

項目	特記事項
2. 工事関係図書	<p>◎施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書を作成し、監督員に提出すること。</p> <p>◎上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。</p> <p>◎施工図、現寸図、見本等は、監督員の指示により速やかに監督員に提出すること。</p>
3. 安全衛生管理	<p>◎工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。</p> <p>◎工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。</p> <p>◎工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと。</p> <p>◎工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公害災害防止対策要綱(平成5年1月12日建設省建経発第1号)、建設副産物適正処理推進要綱(平成5年1月12日建設省建経発第3号)その他関係法令に従い適切に処理すること。</p> <p>◎受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事(仮囲い等仮設材設置を含む)着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。</p> <p>◎地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置(平面・深さ)、規格、構造等を確認しなければならない。</p> <p>◎受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合はただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう受注者の負担でその都度補修又は補償すること。</p> <p>◎受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積み作業(ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。)又は貨物自動車から卸す作業(ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。)を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。</p> <p>◎受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。</p> <p>◎受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。</p> <p>◎受注者は、移動式クレーンを使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置(ブームの格納忘れを防止(警報)する装置、ブームの高さを制限する装置等)付きの車両を原則使用しなければならない。なお、令和元年度末までは、経過措置期間とするが、この期間においても接触事故防止機能付きの車両を使用するよう努めるものとする。</p> <p>◎休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。</p> <p>◎受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損傷を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。</p> <p>◎受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」(自由様式)の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。</p>
4. 工事現場管理	<p>◎工事現場には、営繕課指定の工事標識を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。工事標識については、原則として徳島県産木材を用いた木製品を使用するものとする。また、県産木材の取扱いについては、「6. 材料・製品等◎県産木材の使用」を準用する。</p> <p>◎受注者は、本工事において使用する工事看板・バリケード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。県産木材を使用した場合、受注者は、工事完了後「木材使用実績報告書」(電子データ)を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>◎電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。 ・一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第一種又は第二種電気工事士の資格を有する者とする。 <p>◎発生材の処理等は、次により適正に行う。</p> <p>(1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。</p> <p>(2) 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員に報告し指示を仰ぐこと。</p>

項目	特記事項																																								
	<p>(3) 撤去物の種類、規模、構造、撤去方法、養生方法、発生材の処分場</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">撤去物の種類</th> <th rowspan="2">処分許可業者名</th> <th colspan="2">所在地</th> <th rowspan="2">埋設深度</th> <th rowspan="2">総埋設量</th> <th rowspan="2">単位</th> </tr> <tr> <th>所在地</th> <th>処分地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">コンクリート(無筋)</td> <td rowspan="2">宮崎基礎建設☆優良認定業者</td> <td>徳島市大蔵町三徳生津久田1丁目1地</td> <td>徳島市大蔵町三徳生津久田4-1地</td> <td>3.9</td> <td>1,000</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td>徳島市下町本丁2-1</td> <td>徳島市下町本丁2-1</td> <td>8.8</td> <td>640</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">コンクリート(有筋)</td> <td rowspan="2">徳島市東沖洲1丁目1-2</td> <td>徳島市東沖洲1丁目1-2</td> <td>徳島市東沖洲1丁目1-2</td> <td>12</td> <td>60</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td>徳島市東沖洲1丁目1-2</td> <td>徳島市東沖洲1丁目1-2</td> <td>17.0</td> <td>3,700</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td>土砂</td> <td>徳島市東沖洲1丁目1-2</td> <td>徳島市東沖洲1丁目1-2</td> <td>12</td> <td>-125,000</td> <td>t</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない。また、この場合、処分単価の見積書の提出を求め、減額変更を行うことがある。</p> <p>なお、上記の処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者(以下、「優良産業廃処分業者」という。)に認定されているとき、処分場を変更する場合は原則として優良産業廃処分業者に変更すること。ただし、諸般の事情により優良産業廃処分業者以外の処分場で処分を行う場合は、理由書を監督員に提出すること。また、コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。木材については、50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。</p> <p>(4) 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は建設発生土搬出調査、産業廃棄物は産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調査(様式3)を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。</p> <p>◎受注者は、資源の有効な利用の促進に関する法律(以下「資源有効利用促進法」という。)に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(H3.10.25建設省令第19号)第8条で規定される工事、又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)施行令第2条で規定される工事(以下「一定規模以上の工事」という。)において、コンクリート(二次製品を含む。)、土砂、砕石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、(一財)日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム(以下「COBRIS」という。)により再生資源利用計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。</p> <p>受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(H3.10.25建設省令第20号)第7条で規定される工事、又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、COBRISにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。</p> <p>受注者は、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成した場合には、工事完了後速やかにCOBRISにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出しなければならない。</p> <p>受注者は、COBRISの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種別及び住所を必ず入力しなければならない。ただし、バーゲン材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。</p> <p>◎工事に影響のある範囲内の重要備品等(有・無)</p> <p>備品等名称 :ポンプ設備 保管場所 :ポンプ室、地下ポンプ室 注意事項 :ゴミや塗料等がつくと故障の原因となるため、十分に養生を行うこと。 養生に際しては、機械温度が過度に上がらないように、通気を確保する等対策を講じること。</p> <p>◎建設リサイクル法通知済証の提示</p> <p>受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事(特定建設資材を用いた建築物に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等)であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のものにおいては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手前までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておくなければならない。また、「建設リサイクル法通知済証」提示後の全景写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出することとする。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。</p> <p>◎本工事の着手時に、給排水、ガス管、地下埋設物等の調査を行う。調査期間は 2 週間とする。</p> <p>◎解体前に、照明器具及びトランス内進相コンデンサのPCBの有無を調査し、有れば監督員の指示に従うこと。</p> <p>◎本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、JIS又はJASマーク表示のない材料及びその製造業者等は、次の(1)から(3)の事項を満たすものとする。</p> <p>(1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。</p> <p>(2) 法令等で定める許可、認定又は免許を取得していること。</p> <p>(3) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。</p> <p>なお、「評価名簿による」と記載されているものは、国土交通省大臣官庁官庁営繕部監修「建築材料等評価名簿(最新版)」記載品を指すものとする。</p> <p>◎受注者は、本工事で使用する建築材料・製品等(以下「建材等」という)の発注の際には、発注前に、「生コンクリート使用承諾書」、「材料使用承諾書」、「木材使用承諾書」を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>◎受注者は、工事完了後、請負金額が500万円以上の工事において、「木材使用実績報告書」(電子データ)、「建設資材使用実績報告書」(電子データ)を監督員に提出しなければならない。</p> <p>◎県産木材の使用</p> <p>(1) 受注者は、工事目的物及び指定仮設で木材を使用する場合並びにコンクリート打設用型枠を使用する場合、原則として県産木材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。</p>	撤去物の種類	処分許可業者名	所在地		埋設深度	総埋設量	単位	所在地	処分地	コンクリート(無筋)	宮崎基礎建設☆優良認定業者	徳島市大蔵町三徳生津久田1丁目1地	徳島市大蔵町三徳生津久田4-1地	3.9	1,000	t	徳島市下町本丁2-1	徳島市下町本丁2-1	8.8	640	t	コンクリート(有筋)	徳島市東沖洲1丁目1-2	徳島市東沖洲1丁目1-2	徳島市東沖洲1丁目1-2	12	60	t	徳島市東沖洲1丁目1-2	徳島市東沖洲1丁目1-2	17.0	3,700	t	土砂	徳島市東沖洲1丁目1-2	徳島市東沖洲1丁目1-2	12	-125,000	t	
撤去物の種類	処分許可業者名			所在地					埋設深度	総埋設量			単位																												
		所在地	処分地																																						
コンクリート(無筋)	宮崎基礎建設☆優良認定業者	徳島市大蔵町三徳生津久田1丁目1地	徳島市大蔵町三徳生津久田4-1地	3.9	1,000	t																																			
		徳島市下町本丁2-1	徳島市下町本丁2-1	8.8	640	t																																			
コンクリート(有筋)	徳島市東沖洲1丁目1-2	徳島市東沖洲1丁目1-2	徳島市東沖洲1丁目1-2	12	60	t																																			
		徳島市東沖洲1丁目1-2	徳島市東沖洲1丁目1-2	17.0	3,700	t																																			
土砂	徳島市東沖洲1丁目1-2	徳島市東沖洲1丁目1-2	12	-125,000	t																																				
5. 施工調査																																									
6. 材料・製品等																																									

発注者 徳島県県土整備部営繕課	設計者 ブリズム建築設計室 〒771-1302徳島県坂野町七長平一丁目1-26-1 089-894-2497 / taba@prism-kuushu.com	工事名 R 1 営繕 吉野川北岸工業用水道 松・長岸 配水ポンプ所改修工事	図面名 特記仕様書 1	備 考	縮尺 non	図面 No A01
--------------------	---	--	----------------	-----	-----------	--------------

項目	特記事項																														
	<p>(2) 「県産木材」とは、「徳島県内の森林で育成した木材」のことであり、「徳島県内の森林で育成した木材」とは次のことである。</p> <p>① 徳島県木材認証制度により、県内産であることが「産地認証」された木材</p> <p>② ①以外において、徳島県内の森林で育成したことが確認された木材</p> <p>(3) 受注者は、請負金額が500万円以上の工事について、県産木材以外の木材を使用する場合は、県産木材を使用できない理由を記載した書面及び確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。</p> <p>(4) 受注者は、県産木材を使用する前に、徳島県木材認証機構から発行される「産地認証」証明書の写しにより県産木材であることを示す書類を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>(5) 県内の森林から直接調達するなど、前項により難しい場合は木材調達先の産地及び相手の氏名等を記入した書類を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>◎製材等(製材、集成材、合板、単板積層材)、フローリング、再生木質ボード(パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板)については、合法性に係る確認(「産地認証」及び「品質認証」を含む。)が行われたものを使用する。ただし、機能上、需給上など正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合には監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。</p> <p>また、それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとし、監督員に合法証明書提出するものとする。ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。</p> <p>◎改標仕に記載されていない特別な材料の仕様・工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の仕様及び指定制法による。</p> <p>◎県内産資材の使用</p> <p>(1) 受注者は、木材以外の建設資材を使用する工事を施工する場合、原則として県内産資材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。なお、WTO対象工事については、県内産資材を優先して使用するよう努めるものとする。</p> <p>(2) 受注者は、請負金額が500万円以上の工事について、県内産資材以外の資材を使用する場合は、県内産資材を使用できない理由を記載した書面及び確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。</p> <p>(3) 受注者は、工事完了後、請負金額が500万円以上の工事において、「建設資材使用実績報告書」を監督員に提出しなければならない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>県内産資材(次のいずれかに該当するもの)</p> <p>① 材料の主な部分を県内産の原材料を使用している製品</p> <p>② 徳島県内の工場で加工、製造された製品</p> <p>注1 部材、部品が県外製品であっても、県内の工場で加工、製造した製品(二次製品)であれば県内産資材として取り扱う。</p> <p>注2 県内企業が県外に立地した工場(自社工場)で加工、製造した製品も県内産資材として取り扱う。</p> <p>注3 公共建築工事標準仕様書その関連する示方書等の基準を満たす資材、製品であること。</p> </div> <p>◎県内産再生砕石の原則使用</p> <p>受注者は、再生砕石を使用する場合、県内の再資源化施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条第1項に基づく許可を有する施設(同法第15条の2の5第1項に基づく変更の許可において同じ。))で製造された再生砕石を原則として使用しなければならない。</p> <p>◎受注者は、徳島県内に主たる営業所を有する者から調達した建材等(県内企業調達建材等)を優先して使用するよう努めなければならない。なお、県内企業調達建材等以外を使用する場合は、県内企業調達建材等を使用しない理由を記載した理由書を監督員に提出しなければならない。</p> <p>◎本工事に使用する建築材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の(1)から(5)を満たすものとする。</p> <p>(1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板及び仕上げ塗材は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。</p> <p>(2) 保温材、緩衝材、断熱材は、ホルムアルデヒド及びステレンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。</p> <p>(3) 接着剤は、フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。</p> <p>(4) 塗料は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。</p> <p>(5) (1)、(3)及び(4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。</p> <p>◎工事現場監督員は常駐できないので、疑問な点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向いた時、又は営繕課へ問い合わせ、工事に遺漏のないようにすること。</p> <p>◎施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること、不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。</p> <p>◎他工事と取り合い区分</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>建築工事</th> <th>電気工事</th> <th>管工事</th> <th>空調工事</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>梁、壁、床スリプ入れ</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上穴埋補修</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>スリプ開口補強(鉄筋)</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上(リンプレン等)</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	建築工事	電気工事	管工事	空調工事	その他	梁、壁、床スリプ入れ		○	○	○		同上穴埋補修		○	○	○		スリプ開口補強(鉄筋)	○					同上(リンプレン等)	○				
項目	建築工事	電気工事	管工事	空調工事	その他																										
梁、壁、床スリプ入れ		○	○	○																											
同上穴埋補修		○	○	○																											
スリプ開口補強(鉄筋)	○																														
同上(リンプレン等)	○																														
7. 化学物質を発生する建築材料等																															
8. 施工																															

項目	建築工事	電気工事	管工事	空調工事	その他
床、天井点検口	○				
設備機器天井開口墨出		○	○	○	
同上切込み及び開口補強	○				
衛生器具取付のブロック壁 空洞部分のモルタル埋め			○		
縦樋(6Lまで)	○				
壁、便器等の箱入れ		○	○	○	
同上補強	○				
給排水ガラリ取り付け	○				
空調機器類の基礎工事	○				

◎技能士の適用

◎技能士の適用については、次の技能検定作業(以下、「作業」という。)のうち各工事毎に適用する作業を指定するものとする。

技能士は、職業能力開発促進法による一級技能士又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督員に提出すること。

技能士は、適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業をするとともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。技能士は、氏名、検定職種、技能士番号等県が指定した内容を記載した名札等により、資格を明示するものとする。

なお、指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。

○印 …… 適用作業

工事種目	技能検定職種	技能検定作業
仮設	とび	○ とび作業
鉄筋	鉄筋施工	・ 鉄筋組立て作業
コンクリート	コンクリート圧送施工	・ コンクリート圧送工事作業
型枠	型枠施工	・ 型枠工事作業
鉄骨	鉄工	・ 構造物鉄工作業
防水	防水施工	・ アスファルト防水工事作業 ・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・ 合成ゴム系シート防水工事作業 ・ 塩化ビニル系シート防水工事作業 ・ セメント系防水工事作業 ・ シーリング防水工事作業 ・ 改質アスファルトシートーチ工法防水工事作業 ・ FRP防水工事作業
タイル	タイル張り	・ タイル張り作業
木	建築大工	・ 大工工事作業
屋根及びとい	建築板金	・ 内外装板金作業 ・ かわらぶき作業
金属	建築板金	・ 内外装板金作業
左官	左官	・ 左官作業
建具	建具製作	・ 木製建具手加工作業 ・ 木製建具機械加工作業 ・ アルミ製室内建具製作作業
	サッシ施工	○ ビル用サッシ施工作業
	ガラス施工	・ ガラス工事作業
塗装	塗装	・ 建築塗装作業
内装	内装仕上げ施工	・ プラスチック系床仕上げ工事作業 ・ カーペット系床仕上げ工事作業 ・ 鋼製地下工事作業 ・ ボード仕上げ工事作業
配管	配管	・ 表具作業 ・ 壁装作業
植栽	配管	・ 建築配管作業
機械設備	造園	・ 造園工事作業
	冷凍空調和機器施工	・ 冷凍空調和機器施工作業

◎設計図書(各施工計画書を含む)に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査等を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと

◎試験等によらなければ、確認できない工事(製品)については、試験等計画書(施工計画書に記載)を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。

◎次表より中間検査の対象工事となった場合は、原則として次表の実施回数以上の中間検査を実施するものとする。ただし、工事検査員が認める場合は、一般入札工事に限り、これによらないことができる。

当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事
3千万円未満	—	1回
3千万円以上5千万円未満	—	2回
5千万円以上1億円未満	1回	2回
1億円以上	2回	3回

(注) 低入札工事とは、低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落札した工事をいう。
一般入札工事とは、低入札工事以外の工事をいう。

◎中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし、契約締結後速やかに監督員と協議すること。

◎中間検査が部分払検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することができる。

◎基礎杭工事を含む工事については、請負対象額にかかわらず、基礎杭工事完了後、中間検査を実施する。

項目	特記事項								
11. 完成図等	<p>◎電子納品：対象</p> <p>◎提出書類</p> <p>・竣工図(製本3部、電子データ2部)(A4・A3・A2(原因除))</p> <p>・工事写真(写真帳1部(着手前)・工事中(竣工))、電子データ2部</p> <p>・使用材料一覧表(1部、うち電子データ1部)</p> <p>・保全に関する資料</p> <p>◎竣工図は関係図面(データ貸与)を修正して作成すること。 竣工図データは、関係図面(データ貸与)を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びオリジナル形式をCD-Rに保存する。</p> <p>◎工事写真はしゅん工、着工前、資材、施工状況の順に整理する。 しゅん工については、工事的物の状態が、また、資材、施工状況等については、不可視部分の出来形が写真で的確に確認できること。</p> <p>◎工事写真の撮影は、国土交通大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>サイズ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>着工前</td> <td>カラー、手札版又はサービサイズ</td> </tr> <tr> <td>工事中</td> <td>カラー、手札版又はサービサイズ</td> </tr> <tr> <td>竣工</td> <td>カラー、手札版又はサービサイズ</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎工事完成撮影は、専門家に(よる、(よらない)ものとする。</p> <p>◎受注者は、建築工事を施工する場合、原則として「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づいて調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品(以下「電子納品」という。)すること。</p> <p>◎対象物 工事的物及び検査済材料(支給材料を含む)について付保すること。</p> <p>◎付保除外工事 次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。 (1) 杭及び基礎工事 (2) コンクリート躯体工事 (3) 屋外付帯工事 (4) その他実状を判断の上、必要がないと認めた場合(外壁補修工事等)</p> <p>◎付保する時期及び金額 鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相当額を付保する。 また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当額を付保する。</p> <p>◎保険終期 工事完成期日に14日を加えた期日とする。 なお、工期延伸した場合には、保険の期間も延長すること。</p> <p>◎その他 (1) 建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。 (2) 付保する時期以降に出来高払いを行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払いの書類に添付すること。</p> <p>◎徳島県公共工事標準請負契約款第4 1条第2項に基づく瑕疵の補修又は損害賠償の請求期間は(1年)・(2年)とする。 ただし、その瑕が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことができる期間は10年とする。</p> <p>◎受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真の小黑板情報電子化対象工事(以下、「対象工事」という)とすることができる。</p> <p>◎対象工事は、徳島県OALS/ECホームページ掲載の「デジタル工事写真の小黑板情報電子化の運用について(県土整備部)」に記載された全ての内容を適用することとする。</p>	区分	サイズ	着工前	カラー、手札版又はサービサイズ	工事中	カラー、手札版又はサービサイズ	竣工	カラー、手札版又はサービサイズ
区分	サイズ								
着工前	カラー、手札版又はサービサイズ								
工事中	カラー、手札版又はサービサイズ								
竣工	カラー、手札版又はサービサイズ								
12. 火災保険									
13. 瑕疵補修									
14. デジタル工事写真の小黑板情報電子化									

発注者 徳島県県土整備部営繕課	設計者 ブリズム建築設計室 〒771-1302 徳島県徳島市東区七島字一丁目1-20-1 089-894-2497 / taba@prizm.co.jp	工事名 R1 営繕 吉野川北岸工業用水道 松・長岸 配水ポンプ所改修工事	図面名 特記仕様書 2	備 考	縮尺 non	図面 No A02
--------------------	---	---	----------------	-----	-----------	--------------

2章 各種仮設工事

項目	特記事項
1. 一般事項	◎着工に先立ち、敷地境界、既存構造物及び地下埋設物の確認、近隣建築物及び工作物の現状確認、排水経路及び配水管の流末処理の確認並びに敷地周辺の状況確認を行うこと。
2. ベンチマーク	◎設計GLの設定は、＃'ン'所FL（標高+2.99m）をBM +0とする。ただし、監督員の指示により決定する
3. 足場等	◎仮設機材及び経年仮設機材の使用については、次の規格又は認定基準（以下「規格等」という。）に適合するものを使用すること。 ①労働安全衛生法に基づく構造規格 ②(社)仮設工業会の認定基準 また、厚生労働省の「経年仮設機材の管理指針」に基づく(社)仮設工業会の「適用工場制度」による登録工場及び指定工場等の活用に努めるとともに、前記規格等に定めるもの以外の使用に当たってはあらかじめ強度等を確認した書類を監督員に提出し、承諾を得ること。 ◎労働安全衛生法第88条に基づき、労働安全衛生規則別表第7に掲げる機械等（組立から解体までの期間が60日未満を除く）の設置や移転、変更を行う場合は、30日前までに所轄労働基準監督署長に届け出をおこなうこと。 届け出をおこなった場合は、監督員に報告すること。 届け出不要の場合は、その旨監督員に報告すること。 ◎労働安全衛生法第88条に基づく届け出の要否に関わらず、足場を設置する場合は、使用開始前に宮城県指定の足場チェックリストを用いて点検した後、監督員の確認を受けること。 ◎受注者は、高さが2m以上の箇所で行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。 ◎外部足場(種類：枠組木足場、仕様：1枚布、D=60cm、シート仕様：養生シート防炎1類) ・壁つなぎ間隔(水平方向：8 m以下、鉛直方向：9 m以下) ・足場を設置する場合は、原則として「手すり先行工法に関するガイドライン」(2.2.4)の別紙1「手すり先行工法による足場の組み立て等に関する基準」の2の(2) 手すり設置方式 により行うこと。 ただし監督員の承諾を得た場合は、(3)手すり先行専用足場方式により行うことができる。 ◎内部足場(種類：内部仕上足場 枠組木足場、仕様：1 枚布、D= 60 cm) ・壁つなぎ間隔(水平方向：8 m以下、鉛直方向：9 m以下) ◎内部足場(種類：内部仕上足場 簡易型移動式足場、仕様： 枚布、D= cm) ◎仮囲いを設置する場合は、設置後に「宮城県発注現場安全再確認シート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。 ・仮囲い(仕様： H= m、L= m(図示)) ・ゲート(有・無、仕様：) ◎足場等の設置業者は、別契約の関係受注者に無償で使用させること。 電気工事、管工事、空調工事に際して必要となる足場等も本工事とする。 ◎受注者は、つり足場(ゴンドラのつり足場を除く。)、張出し足場又は高さが5メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業において、材料、器具、工具等を用い、又はおろすときは、つり綱、つり袋等を労働者に使用させなければならない。また、作業主任者を選任し、その氏名、職務を掲示すること。
4. 養生	◎既存部分の養生範囲は図示による。(養生方法：床・開口部：ベコ、ビニシート) ◎既存部分の壁類、＃'ン'設備等の養生範囲は図示による。(養生方法：ベコ、ビニシートにて四方を囲む(給排水経路を確保)、一日一回の点検可能とすること) ◎仮間仕切りは、(A種・B種・C種)とする。
5. 監督員事務所	◎監督員事務所は(設ける(面積 m2程度)・設けない) ◎監督員事務所の備品は次のものを設置すること。 (1) 机、椅子、書棚、製図版、掛時計、温度計 (2) ゴム長靴、雨がっぱ、保護帽、懐中電灯、安全帯 (3) 請負加入電話の字機 (4) 衣類ロッカー、冷暖房機器、消火器、湯沸器、掃除機 (5) ファクシミリ他
6. 工事用水、電力等	◎既存電力利用(出来る・出来ない)、電力料金(有償・無償) ただし、施設管理者と協議すること。 ◎既存水利用(出来る・出来ない)、用水料金(有償・無償) ただし、施設管理者と協議すること。 ◎同用地は、(図示の場所に・用意していないので業者にて)設けること。
7. 工事車両駐車場 資材置場 現場事務所用地等	
8. 仮設トイレの洋式化	◎受注者は、当初請負対象金額(設計金額)1千万円以上7千万円未満の工事において、仮設トイレを設置する場合、原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。 ◎受注者は、当初請負対象金額(設計金額)1千万円以上7千万円未満の工事において、現場代理人または主任技術者が女性的の場合、設置する仮設トイレは、「快適トイレ」を標準とする。 ただし、特段の理由がある場合は、この限りでない。 ◎受注者は、当初請負対象金額(設計金額)1千万円以上7千万円未満の工事において仮設トイレを設置する場合、原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。 ◎受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">○洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化したトイレのこと。 ○快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施設強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。</div>

3章 土工事

項目	特記事項
1. 根切り	◎周辺の状況、土質、地下水の状態等に適した工法を採用し、工事中の異常沈下、法面の滑動、その他による災害が発生しないよう、災害防止上必要な措置をすること。 ◎敷地内に埋設が予想される設備配管等について十分調査し、支障がないようにすること。 ◎根切り底は、地盤をかき乱さないよう、手作業(深さ30cm程度)とするか、バケットに特殊アタッチメントを取りつけた機械掘りとする。なお、かき乱した場合は、自然地盤と同等以上の強度となるように適切な処置を定め、監督職員の承諾を受ける。 ◎工事に支障を及ぼす雨水、わき水等は、適正な排水溝、集水ます等を設置し、支障がないようにすること。 ◎使用土は(A種・B種・C種・D種)とし、機器により締め固める。 ◎場内敷き均しとする。
2. 排水	
3. 埋め戻し及び盛土	
4. 建設発生土の処理	

4章 地業工事

項目	特記事項																
1. 一般事項	◎試験杭の位置及び本数は図示による。仕様は本杭と同じとする。 ◎排水、排土等は産業廃棄物に該当するため、関係法令に基づき適正に処理すること。																
2. 砂利・砂・割り石及び捨コンクリート地業等	◎材料は、市場品とする。 ◎砂利及び砂地業 ・厚さが300mmを越える場合は、300mmごとに締め固めを行う。 ・砂利は、(切込砂利・切込砕石(再生クラッシュ))とする。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>使用部位</th> <th>厚さ</th> <th>粒度範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>切込砂利</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>切込砕石</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>再生クラッシュ</td> <td>換気塔・排気塔増し打ち部</td> <td>100</td> <td>R C40</td> </tr> </tbody> </table> ・締め固めは、ランマー3回突き、振動コンパクター2回締め又は振動ローラー締めとする。締め固めによる凹凸は目づつし砂利で均しをする。 ◎締め固め機械の選定に当たっては、地質の状況を検討し監督員の承諾を得ること。 ◎捨コンクリートは、無筋コンクリート(スランプ15cm、設計基準強度18N/mm ²)とし、厚さは50 mmとする。	種別	使用部位	厚さ	粒度範囲	切込砂利				切込砕石				再生クラッシュ	換気塔・排気塔増し打ち部	100	R C40
種別	使用部位	厚さ	粒度範囲														
切込砂利																	
切込砕石																	
再生クラッシュ	換気塔・排気塔増し打ち部	100	R C40														

5章 鉄筋工事

項目	特記事項																
1. 材料	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>規格番号</th> <th>規格名称</th> <th>種類の記号</th> <th>径(mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>JIS G 3112</td> <td>鉄筋コンクリート用棒鋼</td> <td>SD295A</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>建築基準法の規定に基づき認定を受けた鉄筋</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>JIS G 3551</td> <td>溶接金網及び鉄筋格子</td> <td>網目の形状： 寸法： 径：</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	規格番号	規格名称	種類の記号	径(mm)	JIS G 3112	鉄筋コンクリート用棒鋼	SD295A	13	—	建築基準法の規定に基づき認定を受けた鉄筋	—	—	JIS G 3551	溶接金網及び鉄筋格子	網目の形状： 寸法： 径：	—
規格番号	規格名称	種類の記号	径(mm)														
JIS G 3112	鉄筋コンクリート用棒鋼	SD295A	13														
—	建築基準法の規定に基づき認定を受けた鉄筋	—	—														
JIS G 3551	溶接金網及び鉄筋格子	網目の形状： 寸法： 径：	—														
2. 材料試験	◎材料試験は行わない。 ただし、規格証明書を出し、監督員の承諾を得ること。 ◎鉄筋の継手は(重ね継手・ガス圧接継手・特殊継手)とする。 ◎鉄筋の継手の位置は図示による。 ◎結束線の端部は内側に折り曲げる。 ◎スラブのスペーサーは鋼製を原則とし、他の箇所についても材種等について監督員の承諾を得ること。 また、鋼製のスペーサーは、型枠に接する部分に防錆処理を行ったものとする。 ただし、地階を有しない階土間を除く。 ◎鉄筋の90°未満の折曲げの内径は図示による。 ◎鉄筋の定着方法及び長さは図示による。																
3. 加工及び組立て	◎柱、梁の鉄筋の加工に用いるかぶり厚さは、標準表5.3.6の数値に10mmを加えた数値を標準とする。 ◎目地がある場合のかぶり厚は、目地底からの寸法とする。 ◎杭基礎の場合のかぶり厚さは、杭先端からとする。 ◎各部の配筋は、図示による。図示されていない場合は、標準参考図【1節-基礎及び基礎梁の配筋】～【7節-梁貫通孔その他配筋】による。																
4. 鉄筋のかぶり厚さ及び間隔	◎形の種別は構造図による。 ◎補強形式 鉄筋コンクリート構造配筋標準図による。 ◎梁貫通補強に建設技術評価規定に基づく評価品を使用する場合は、それぞれの部分についてメーカーの構造計算書を出し、監督員の承諾を得ること。 ◎主要な配筋は、コンクリート打込みに先立ち、種類、径、数量、かぶり、間隔、位置等について、監督職員の検査を受ける。																
5. 帯筋																	
6. 梁貫通孔補強																	
7. 配筋検査																	

6章 コンクリート工事

項目	特記事項																
1. 一般事項	◎設計基準強度 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>コンクリートの種類</th> <th>設計基準強度 Fc(N/mm²)</th> <th>調合管理強度 Fn(N/mm²)</th> <th>スランプ (cm)</th> <th>強度試験の有無</th> <th>種別</th> <th>気乾単位容積重量 (t/m³)</th> <th>適用箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通</td> <td>21</td> <td>21+S</td> <td>15</td> <td>有</td> <td>I種</td> <td>2.3</td> <td>給気塔・排気塔</td> </tr> </tbody> </table> ◎構造体コンクリートの調合管理強度は、設計基準強度(Fc)に構造体強度補正值(S)を加えた値とする。なお、構造体強度補正值(S)は、標準表6.3.2によりセメントの種類及びコンクリートの打込みから材齢28日までの予想平均気温に応じて定める。 ◎コンクリートの強度試験 コンクリートの強度試験については、次のとおり取扱うものとする。 ・第4週強度確認 原則、公共試験機関にて、主任技術者又は現場代理人立会いの上、行うこと。 ただし、公共試験機関以外で行う場合は、工事監理者又は監督員立会いの上、行うこととする。なお、試験機関を選定した際には、すみやかに監督員に報告すること。 ◎コンクリート部材の位置及び断面寸法の許容値は、標準表6.2.3 による。 ◎合板せき板を用いる打放し上げの種別は(A・B・C)種とする。 ◎コンクリートの仕上げの平たんさは 標準表6.2.5による。 ◎セメントの種類は、(普通ポルトランドセメント)・混合セメントA種・高炉セメントB種・フライアッシュセメントB種)とする。 ◎骨材は、標準6.3.1(b)による。 ◎細骨材としてフェロニッケルスラグ使用(できる・できない)。 ◎細骨材に含まれる塩化物量は、NaCl換算で0.04%以下とする。	コンクリートの種類	設計基準強度 Fc(N/mm ²)	調合管理強度 Fn(N/mm ²)	スランプ (cm)	強度試験の有無	種別	気乾単位容積重量 (t/m ³)	適用箇所	普通	21	21+S	15	有	I種	2.3	給気塔・排気塔
コンクリートの種類	設計基準強度 Fc(N/mm ²)	調合管理強度 Fn(N/mm ²)	スランプ (cm)	強度試験の有無	種別	気乾単位容積重量 (t/m ³)	適用箇所										
普通	21	21+S	15	有	I種	2.3	給気塔・排気塔										
2. コンクリートの仕上がり																	
3. 普通コンクリート																	

項目	特記事項																																				
	◎コンクリート中の塩化物量は、0.3kg/m ³ 以下とし、試験方法は標準6.5.4による。 ◎試験りは(行う・行わない)。 ◎所要空気量は4.5%±1.5%とする。 ◎受注者は、コンクリートの使用にあたってアルカリ骨材反応を抑制するため、次の3つの対策の中のいずれか1つについて確認をとらなければならない。 (1) コンクリート中のアルカリ総量の抑制 アルカリ量が表示されたポルトランドセメント等を使用し、コンクリート1m ³ に含まれるアルカリ総量をNa ₂ O換算で3.0kg以下にする。 (2) 抑制効果のある混合セメント等の使用 JIS R 5211高炉セメントに適合する高炉セメント [B種またはC種] あるいはJIS R 5213フライアッシュセメントに適合するフライアッシュセメント [B種またはC種] もしくは混和材をポルトランドセメントに混入した結合材でアルカリ骨材反応抑制効果の確認されたものを使用する。 (3) 安全と認められる骨材の使用 骨材のアルカリシリカ反応性試験(化学法またはモルタルバー法)の結果で無害と確認された骨材を使用する。 試験方法は、JIS A 1145骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(化学法)またはJIS A 5308(レディミクストコンクリート)の付属書7「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(化学法)」、JIS A 1146骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(モルタルバー法)またはJIS A 5308(レディミクストコンクリート)の付属書8「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(モルタルバー法)」による。 ◎混和材を使用する場合の種類は標準6.3.1(d)によることとし、監督員の承諾を受けること。 ◎コンクリートの打継ぎ目地の寸法は、標準9.7.3 [目地寸法] (a) (1)による。 ◎工事開始に先立ち、工場を選定し、監督員の承諾を受ける。 ◎型枠は、(県産木製型枠(合板)・金属製・樹脂系・打込み型枠・ブロック)とする。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>型枠の種類</th> <th>仕上げ種別</th> <th>塗装の有無</th> <th>材質</th> <th>厚さ</th> <th>適用箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県産木製型枠</td> <td>—</td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6.8.3 (b) (1)</td> <td>A 種</td> <td>あり</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6.8.3 (b) (2)</td> <td>B 種</td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6.8.3 (b) (2)</td> <td>C 種</td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6.8.3 (b) (2)</td> <td>普通型枠</td> <td>なし</td> <td>珪藻土</td> <td>12</td> <td>給気塔・排気塔</td> </tr> </tbody> </table> ◎スリーブの材種(塩ビ) ◎打ち直し仕上げの打ち直し厚さは 20 mmとする。 ◎誘発目地の位置、形状及び寸法は図示による。 ◎無筋コンクリートは、次の場合に適用する。 ・捨コンクリート ・補強筋を必要としないコンクリート ◎設計基準強度(18) N/mm ² 、スランプ(15) cm ◎適用箇所：捨コンクリート	型枠の種類	仕上げ種別	塗装の有無	材質	厚さ	適用箇所	県産木製型枠	—	なし				6.8.3 (b) (1)	A 種	あり				6.8.3 (b) (2)	B 種	なし				6.8.3 (b) (2)	C 種	なし				6.8.3 (b) (2)	普通型枠	なし	珪藻土	12	給気塔・排気塔
型枠の種類	仕上げ種別	塗装の有無	材質	厚さ	適用箇所																																
県産木製型枠	—	なし																																			
6.8.3 (b) (1)	A 種	あり																																			
6.8.3 (b) (2)	B 種	なし																																			
6.8.3 (b) (2)	C 種	なし																																			
6.8.3 (b) (2)	普通型枠	なし	珪藻土	12	給気塔・排気塔																																
4. レディミクストコンクリート 工場の指定																																					
5. 型枠																																					
6. 無筋コンクリート																																					

7章 左官工事

項目	特記事項																
1. 一般事項	◎下地調整に用いる吸水調整材の使用方法は、製造所の仕様による。 ◎コンクリート等面の下地及び各塗り層は、清掃のうえ適度の水湿しを行って、次の層の塗り方にかかる。 ◎下地、塗り面等の浮いている部分は、直ちに補修する。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>使用箇所</th> <th>防水の有無</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>壁貫通部3</td> <td>有</td> <td>止水材(耐火・消防法適合品)</td> </tr> <tr> <td>既設配水＃'ン'・マコダ付貫通部・壁貫通部1～2</td> <td>有</td> <td>止水材</td> </tr> <tr> <td>建具周辺</td> <td>有</td> <td>止水材</td> </tr> </tbody> </table> ◎管工事、空調工事、電気工事に伴う壁貫通部の止水処理は、責任を明確にするため、全て建築工事とする。 ◎防水剤の製造所：評価名簿による。 ◎目地の位置及び寸法は、図示による。 ◎防水モルタルに用いる防水剤の使用方法は、製造所の仕様による。 ◎総塗り厚が25mm以上となる場合は、はく落防止工法とすること。 ◎施工箇所(土間コンクリート)	使用箇所	防水の有無	備考	壁貫通部3	有	止水材(耐火・消防法適合品)	既設配水＃'ン'・マコダ付貫通部・壁貫通部1～2	有	止水材	建具周辺	有	止水材				
使用箇所	防水の有無	備考															
壁貫通部3	有	止水材(耐火・消防法適合品)															
既設配水＃'ン'・マコダ付貫通部・壁貫通部1～2	有	止水材															
建具周辺	有	止水材															
2. モルタル塗り																	
3. 床コンクリート直均し 仕上げ																	
4. 塗り仕上げ外壁改修工事	◎仕上げの模様、色及びつやは、見本帳又は見本塗り板を監督員に提出して、承諾をうけること。 ◎下地処理(下地のひび割れ部の補修)は、2.外壁改修工法の種類と材料 による。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>既存塗膜の除去及び下地調整の工法</th> <th>下地仕上</th> <th>下地調整</th> <th>仕上形状</th> <th>工法</th> <th>防火認定</th> <th>上塗材</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補修 仕上塗材 JIS A 6909</td> <td>防水形 複層塗材E</td> <td>サグー工法</td> <td>金珪</td> <td>さざ波</td> <td>ロー</td> <td></td> <td>つやけし</td> </tr> </tbody> </table>	種類	既存塗膜の除去及び下地調整の工法	下地仕上	下地調整	仕上形状	工法	防火認定	上塗材	補修 仕上塗材 JIS A 6909	防水形 複層塗材E	サグー工法	金珪	さざ波	ロー		つやけし
種類	既存塗膜の除去及び下地調整の工法	下地仕上	下地調整	仕上形状	工法	防火認定	上塗材										
補修 仕上塗材 JIS A 6909	防水形 複層塗材E	サグー工法	金珪	さざ波	ロー		つやけし										

8章 建具改修工事

項目	特記事項																								
1. 一般事項	<p>◎外部に面する建具は、建築基準法施行令及び「屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の基準(昭和46年建設省告示第109号)」に基づき、安全性を確認すること。</p> <p>◎建具の耐風圧性、気密性、水密性等については、性能を有することを証明する書類を提出し、監督員の承諾をうけること。</p> <p>◎外部に面する建具の作業工程は、原則として、方立等の撤去、建具枠の取付け及びガラスのはめ込みまでを1日の作業とする。</p> <p>◎施工に先立ち、改修範囲を確認し、設計図書との相違等があれば、監督員と協議すること。</p> <p>◎防犯建物部品の適用は、建具表による。</p> <p>◎防火戸の指定は建具表による。</p> <p>◎建具見本の製作及び特殊な建具の仮組は、建具表による。</p>																								
2. 改修工法等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>かぶせ工法</th> <th>撤去工法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>撤去の範囲</td> <td>図示</td> <td>図示</td> </tr> <tr> <td>既存建具の種類</td> <td>図示</td> <td>図示</td> </tr> <tr> <td>新設建具の種類</td> <td>図示</td> <td>図示</td> </tr> <tr> <td>建具周囲の補修工法及び範囲</td> <td>図示</td> <td>図示</td> </tr> <tr> <td>シーリングの種類</td> <td>図示</td> <td>図示</td> </tr> <tr> <td>サッシアンカー</td> <td>図示</td> <td>図示</td> </tr> <tr> <td>養生範囲</td> <td>図示</td> <td>図示</td> </tr> </tbody> </table>	区分	かぶせ工法	撤去工法	撤去の範囲	図示	図示	既存建具の種類	図示	図示	新設建具の種類	図示	図示	建具周囲の補修工法及び範囲	図示	図示	シーリングの種類	図示	図示	サッシアンカー	図示	図示	養生範囲	図示	図示
区分	かぶせ工法	撤去工法																							
撤去の範囲	図示	図示																							
既存建具の種類	図示	図示																							
新設建具の種類	図示	図示																							
建具周囲の補修工法及び範囲	図示	図示																							
シーリングの種類	図示	図示																							
サッシアンカー	図示	図示																							
養生範囲	図示	図示																							
3. アルミニウム製建具	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>耐風圧性</th> <th>気密性</th> <th>水密性</th> <th>枠の見寸寸法</th> <th>使用箇所</th> <th>表面処理</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>B種</td> <td>S-5(2400Pa)</td> <td>A-3</td> <td>W-4(350Pa)</td> <td>図示</td> <td>AW2,3</td> <td>B-1</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎工法：加^レ工法</p> <p>◎防虫網の材質（ステンレス製(SUS316)・ガラス繊維入り合成樹脂製・合成樹脂製）</p> <p>◎防虫網の材質は、ステンレス(SUS304)線材、線径0.2mm、ピッチ16mmとする。</p> <p>◎製造所： 評定名簿による。</p> <p>◎建具には製作者名を表示すること。</p> <p>◎結露水の処理方法は図示による。</p> <p>◎既存枠へ新規に建具を取り付ける場合は、原則として小ねじどめとし、とめ付け間隔は、両端を押さえて、中間は400mm以下とする。やむを得ず溶接どめとする場合は、監督員と協議し、溶接部分には鉛酸カルシウムさび止めペイント(JIS K 5629)を1回塗りする。</p> <p>◎耐風圧：S-5、気密性：、水密性：、表面仕上：B(2/㎡)</p> <p>◎防水が^レについて、ノカによる防水性能試験結果を提出すること。</p> <p>◎工法：加^レ工法、形式：縦羽根押し止め方式、有効開口率：40%以上</p> <p>◎材質 縦縁・水切：7A^レ型材 t=2、D=200、可動が^レ：PL-1.6t(さび止め塗装 JIS K 5629)</p> <p>アゲル： PL-1.6t(さび止め塗装 JIS K 5629)</p> <p>◎防虫網の材質は、ステンレス(SUS304)線材、線径0.2mm、ピッチ16mmとする。</p>	種別	耐風圧性	気密性	水密性	枠の見寸寸法	使用箇所	表面処理	B種	S-5(2400Pa)	A-3	W-4(350Pa)	図示	AW2,3	B-1										
種別	耐風圧性	気密性	水密性	枠の見寸寸法	使用箇所	表面処理																			
B種	S-5(2400Pa)	A-3	W-4(350Pa)	図示	AW2,3	B-1																			
4. 鋼製が ^レ	<p>◎耐風圧：S-5、気密性：、水密性：、表面仕上：B(2/㎡)</p> <p>◎防水が^レについて、ノカによる防水性能試験結果を提出すること。</p> <p>◎工法：加^レ工法、形式：縦羽根押し止め方式、有効開口率：40%以上</p> <p>◎材質 縦縁・水切：7A^レ型材 t=2、D=200、可動が^レ：PL-1.6t(さび止め塗装 JIS K 5629)</p> <p>アゲル： PL-1.6t(さび止め塗装 JIS K 5629)</p> <p>◎防虫網の材質は、ステンレス(SUS304)線材、線径0.2mm、ピッチ16mmとする。</p>																								
5. 7A ^レ 型材	<p>◎耐風圧： 気密性： 水密性： 表面仕上：B(2/㎡)</p> <p>◎工法：既設建具が^レ撤去し、防火用7A^レ型材、防火戸用^レにより固定</p> <p>◎材質：7A^レ型材 t=2</p>																								
6. ガラス	<p>◎板ガラス</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>品 種</th> <th>厚 さ</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通</td> <td>網入型ガラス</td> <td>6.8</td> <td>図示</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎外部の網入り硝子等の下辺小口及び縦小口下端の防錆処理を行うこと。</p> <p>◎ガラス留め材の種類</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>建具の種類</th> <th>材 種</th> <th>ガラス溝の寸法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鋼 製</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>アルミニウム製</td> <td>シーリング</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>ステンレス製</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>木 製</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種類	品 種	厚 さ	備 考	普通	網入型ガラス	6.8	図示	建具の種類	材 種	ガラス溝の寸法	鋼 製			アルミニウム製	シーリング	14	ステンレス製			木 製			
種類	品 種	厚 さ	備 考																						
普通	網入型ガラス	6.8	図示																						
建具の種類	材 種	ガラス溝の寸法																							
鋼 製																									
アルミニウム製	シーリング	14																							
ステンレス製																									
木 製																									

9章 防水層工事

項目	特記事項																																													
1. 水密性能	<p>◎水密性能</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記号</th> <th>SD1</th> <th>SD2</th> <th>SW1</th> <th>SW2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>形 式</td> <td>手動両開き防水層</td> <td>手動片引き防水層</td> <td>脱着式防水板</td> <td>脱着式防水板</td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>電気室</td> <td>ポンプ室</td> <td>ポンプ室</td> <td>発電室</td> </tr> <tr> <td>数 量</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>有効寸法</td> <td>1619*1870</td> <td>800*1930</td> <td>3860*600</td> <td>2860*600</td> </tr> <tr> <td>耐水性</td> <td colspan="4">600mm</td> </tr> <tr> <td>許容漏水量</td> <td colspan="4">0.02m³/h・m²以下(工場出荷時)</td> </tr> <tr> <td>材 質</td> <td>SUS304+DP塗、骨材：ss400+さび止め塗料</td> <td>枠：SUS304-CP</td> <td>t=4.5</td> <td>バネ：7A^レ</td> </tr> <tr> <td>通常層状態</td> <td>閉扉</td> <td>閉扉</td> <td>常時設置</td> <td>常時設置</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎水密性能の検証は、設計水深による実験値に対して、安全側に設定されたノカ自主設定値とする。</p> <p>◎SD1について、自社製作工場において、監督員立ち合いの上、漏水試験(H=1200mm)を行い、許容漏水量以下の性能を確認した製品を納入すること。</p> <p>◎製作ノカの製品漏水証明書を提出すること</p>	記号	SD1	SD2	SW1	SW2	形 式	手動両開き防水層	手動片引き防水層	脱着式防水板	脱着式防水板	設置場所	電気室	ポンプ室	ポンプ室	発電室	数 量	1	1	1	1	有効寸法	1619*1870	800*1930	3860*600	2860*600	耐水性	600mm				許容漏水量	0.02m ³ /h・m ² 以下(工場出荷時)				材 質	SUS304+DP塗、骨材：ss400+さび止め塗料	枠：SUS304-CP	t=4.5	バネ：7A ^レ	通常層状態	閉扉	閉扉	常時設置	常時設置
記号	SD1	SD2	SW1	SW2																																										
形 式	手動両開き防水層	手動片引き防水層	脱着式防水板	脱着式防水板																																										
設置場所	電気室	ポンプ室	ポンプ室	発電室																																										
数 量	1	1	1	1																																										
有効寸法	1619*1870	800*1930	3860*600	2860*600																																										
耐水性	600mm																																													
許容漏水量	0.02m ³ /h・m ² 以下(工場出荷時)																																													
材 質	SUS304+DP塗、骨材：ss400+さび止め塗料	枠：SUS304-CP	t=4.5	バネ：7A ^レ																																										
通常層状態	閉扉	閉扉	常時設置	常時設置																																										

項目	特記事項
2. 防水層製作ノカ	<p>◎製作ノカの選定にあたり、防水性能、製作図、施工実績等についての資料を監督員に提出し、承認を得ること。</p> <p>◎製作ノカは、現場寸法、納まり等詳細に検討して製作図を作成し、監督員の承認を受けること</p> <p>◎製作ノカは、防水層等の取り付け、取り付け設置の図解書が必要な資料を提出すること</p> <p>◎製作ノカは、防水層等設置に関する施工計画書及び製品品質の全てのデータを提出すること</p> <p>◎設置工事にあたり、製作ノカの責任施工とすると共に、納入製品の1年間の保証書を提出すること</p>
3. 両開き防水層SD1	<p>◎枠：SUS304 t4以上 錆止め塗装、DP塗(塗装工事)</p> <p>◎骨槽：SUS304 t4以上 HL仕上げ</p> <p>◎扉(外部面)：SUS304 t4以上 錆止め塗装、DP塗(塗装工事)</p> <p>◎扉(内部面)：SUS304 t1.5以上 錆止め塗装、DP塗(塗装工事)</p> <p>◎補強材：St t6以上 錆止め塗装</p> <p>◎締付方法：グレモンハンドル</p> <p>◎施設装置：防水仕様、同一キ</p> <p>◎戸当り：SUS304(ゴム・丸落し付)</p>
4. 片引き防水層SD2	<p>◎枠：SUS304 t4以上 錆止め塗装、DP塗(塗装工事)</p> <p>◎骨槽：SUS304 t4以上 HL仕上げ</p> <p>◎扉(外部面)：SUS304 t4以上 錆止め塗装、DP塗(塗装工事)</p> <p>◎扉(内部面)：SUS304 t1.5以上 錆止め塗装、DP塗(塗装工事)</p> <p>◎補強材：St t6以上 錆止め塗装</p> <p>◎締付方法：グレモンハンドル</p> <p>◎施設装置：防水仕様、同一キ</p> <p>◎戸当り：SUS304(ゴム・丸落し付)</p>
5. 脱着式防水板SW1 SW2	<p>◎縦枠：SUS304 t5以上 HL仕上げ</p> <p>◎パネル：アルミ製 パネル厚62以上</p> <p>◎中支柱：SUS304 t3以上 HL仕上げ</p> <p>◎締付方法：締付ハンドル</p>
6. あと施工アンカー工事	<p>◎あと施工アンカー作業における技能者は、あと施工アンカー工事の施工に関する十分な経験と技能を有するものとし、これらを証明する資料を提出し、監督員の承諾を受けること。</p> <p>◎埋込み配管等に当たった場合は、直ちに穿孔を中止し、監督員に報告し指示を受けること。</p> <p>◎鉄筋等に当たった場合は、穿孔を中止し、付近の位置に再穿孔を行うこと。中止した孔は、モルタルで充てんすること。</p> <p>◎施工確認試験を(行^ウ)・行わない。 確認強度(23.54kN)</p> <p>◎あと施工アンカーは(金属系^アンカー・接着系アンカー)とする。</p> <p>・金属系アンカー 引張耐力()とする。せん断耐力()とする。アンカー本体の径()、埋込深さ()とする。 アンカーセット方式は本体打ち込み式とする。 接合筋の種類は()、径()、長さ()とする。</p> <p>・接着系アンカー 引張耐力(37.4kN)とする。せん断耐力(26.2kN)とする。 アンカーの種類はカプセル型(ガラス製)とする。</p> <p>※接着系アンカーを使用する場合は、事前に監督員の承諾を受けること。</p>

10章 内装改修工事

項目	特記事項																							
1. 一般事項	<p>◎工事に先立ち、改修部分の隠蔽部の調査を行い、設計図書と照合し、支障があった場合は、速やかに監督員に報告し、指示を受けること。</p> <p>◎各部の撤去により、下地及び構造躯体にひび割れ及び欠陥部が発見された場合は、速やかに監督員に報告し指示を受けること。</p>																							
2. 軽量鉄骨壁下地	◎JIS A 6517の規格品とする。																							
3. せっこうボードその他ボード及び合板張り	◎スタッド、ランナーの種類は、(50 型)とし、改標仕表6.7.11による。																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>材種・規格品</th> <th>施工箇所</th> <th>工法</th> <th>厚さ(mm)</th> <th>不燃材等の区分</th> <th>小ねじ・釘・接着剤の種類</th> <th>下地の種類</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">せっこうボード JIS A 6901の規格品</td> <td>壁</td> <td>突付</td> <td>12.5</td> <td>不燃</td> <td>ビス</td> <td>LGS</td> <td>発電室</td> </tr> <tr> <td>天井</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	材種・規格品	施工箇所	工法	厚さ(mm)	不燃材等の区分	小ねじ・釘・接着剤の種類	下地の種類	備 考	せっこうボード JIS A 6901の規格品	壁	突付	12.5	不燃	ビス	LGS	発電室	天井						
材種・規格品	施工箇所	工法	厚さ(mm)	不燃材等の区分	小ねじ・釘・接着剤の種類	下地の種類	備 考																	
せっこうボード JIS A 6901の規格品	壁	突付	12.5	不燃	ビス	LGS	発電室																	
	天井																							

11章 塗装改修工事

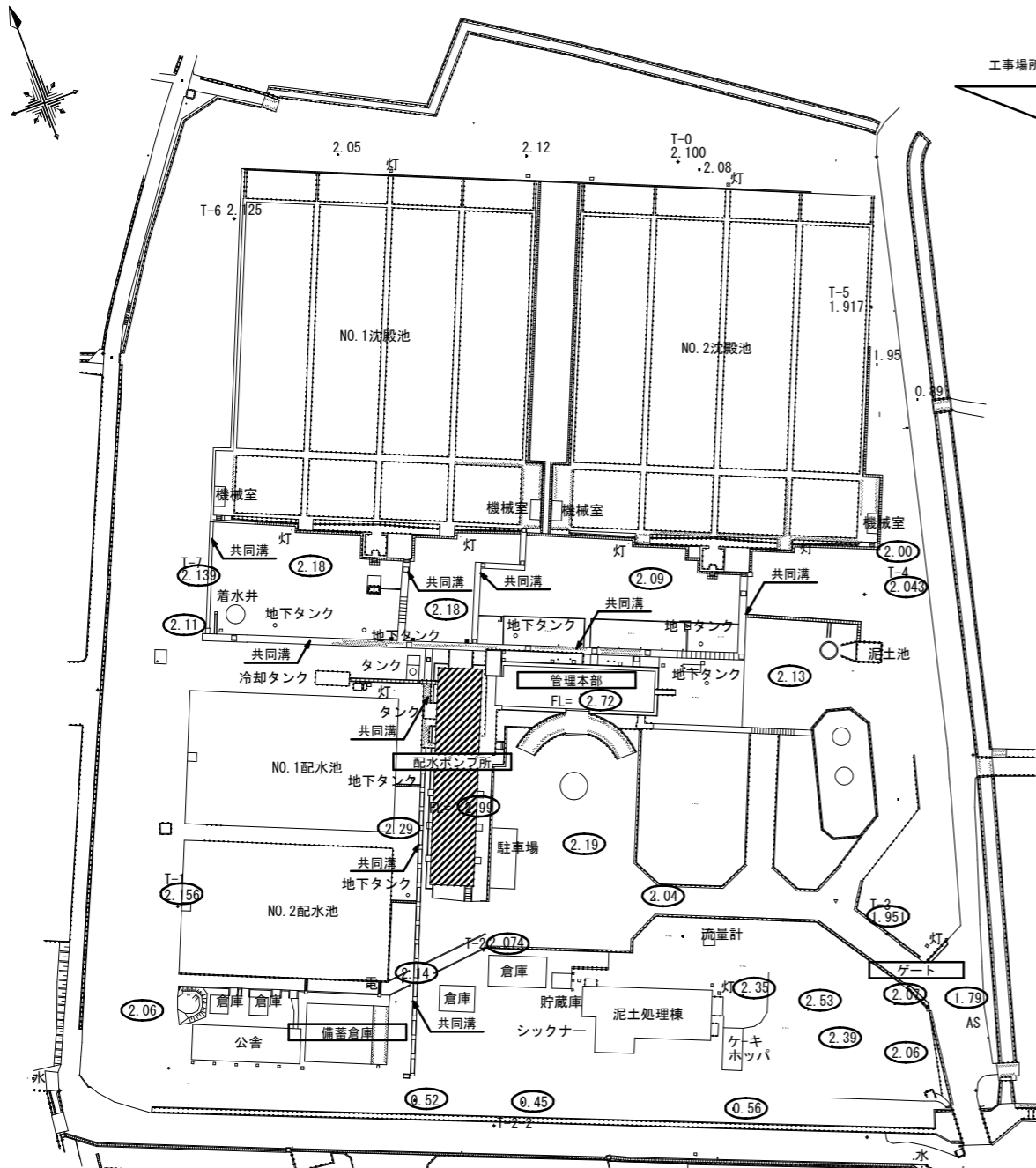
項目	特記事項															
1. 一般事項	<p>◎防火材料又は建築基準法に基づく指定又は認定を受けたものとする。</p> <p>◎塗料はホルマリン不検出のもの及び有機溶剤の含有量が少ないものとする。</p> <p>◎ユリア樹脂等(ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤)を用いた塗料のホルムアルデヒドの発分量は、F☆☆☆☆とする。ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの発分量が、F☆☆☆☆の塗料を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。</p>															
2. 合成樹脂エマルションペイント塗料(EP)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>種 別</th> <th>下地調整</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>せっこうボード面</td> <td>標仕表18.2.7 B種</td> <td>標仕表18.9.1 B種</td> <td></td> </tr> <tr> <td>コンクリート面</td> <td>改標仕表7.10.1 B種</td> <td>改標仕表7.2.5 R B種</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	種 別	下地調整	備 考	せっこうボード面	標仕表18.2.7 B種	標仕表18.9.1 B種		コンクリート面	改標仕表7.10.1 B種	改標仕表7.2.5 R B種				
区 分	種 別	下地調整	備 考													
せっこうボード面	標仕表18.2.7 B種	標仕表18.9.1 B種														
コンクリート面	改標仕表7.10.1 B種	改標仕表7.2.5 R B種														
3. 耐候性塗料塗り(OP)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>種 別</th> <th>下地調整</th> <th>上塗り等級</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉄 面</td> <td>標仕 表18.7.1</td> <td>標仕表18.2.2 C種</td> <td>上塗1級</td> <td>防水層</td> </tr> <tr> <td>SUS 面</td> <td>標仕 表18.7.1</td> <td>標仕表18.2.2 C種</td> <td>上塗1級</td> <td>防水層</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	種 別	下地調整	上塗り等級	備 考	鉄 面	標仕 表18.7.1	標仕表18.2.2 C種	上塗1級	防水層	SUS 面	標仕 表18.7.1	標仕表18.2.2 C種	上塗1級	防水層
区 分	種 別	下地調整	上塗り等級	備 考												
鉄 面	標仕 表18.7.1	標仕表18.2.2 C種	上塗1級	防水層												
SUS 面	標仕 表18.7.1	標仕表18.2.2 C種	上塗1級	防水層												

12章 防水改修工事

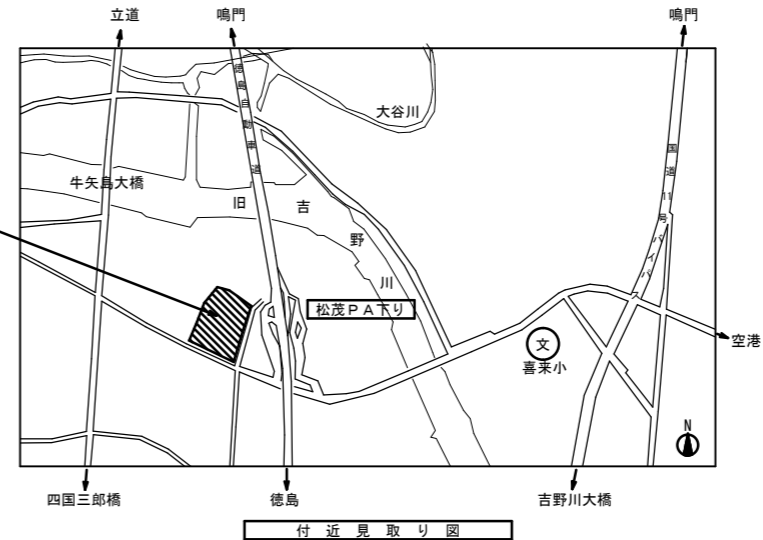
項目	特記事項																							
1. シーリング	<p>◎シーリング材は、JIS A 5758の規格品とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">記号</th> <th rowspan="2">シーリング材の種類 主成分及び硬化機構による区分</th> <th rowspan="2">施工箇所</th> <th colspan="2">目地寸法</th> <th rowspan="2">接着性試験 (引張、簡易)</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>幅</th> <th>深さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>MS-2</td> <td>変形シリコン</td> <td>かつまりR0壁</td> <td>20</td> <td>10</td> <td>簡易</td> <td></td> </tr> <tr> <td>PS-2</td> <td>ポリウレタン</td> <td>コンクリート面</td> <td>20</td> <td>10</td> <td>簡易</td> <td>屋上換気塔 かつまり部分</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎プライマーは、被着体及びシーリングの種類により使い分けること。</p> <p>◎監督員に、シーリング材の有効期限が切れていないことの確認を受けること。</p> <p>◎シーリング面への仕上塗材仕上げ等を(行^ウ)・行わない。</p> <p>◎外部に面するシーリング材は、施工に先立ち(簡易接着性試験・引張接着性試験)を行う。</p>	記号	シーリング材の種類 主成分及び硬化機構による区分	施工箇所	目地寸法		接着性試験 (引張、簡易)	備 考	幅	深さ	MS-2	変形シリコン	かつまりR0壁	20	10	簡易		PS-2	ポリウレタン	コンクリート面	20	10	簡易	屋上換気塔 かつまり部分
記号	シーリング材の種類 主成分及び硬化機構による区分				施工箇所	目地寸法			接着性試験 (引張、簡易)	備 考														
		幅	深さ																					
MS-2	変形シリコン	かつまりR0壁	20	10	簡易																			
PS-2	ポリウレタン	コンクリート面	20	10	簡易	屋上換気塔 かつまり部分																		

13章 舗装工事

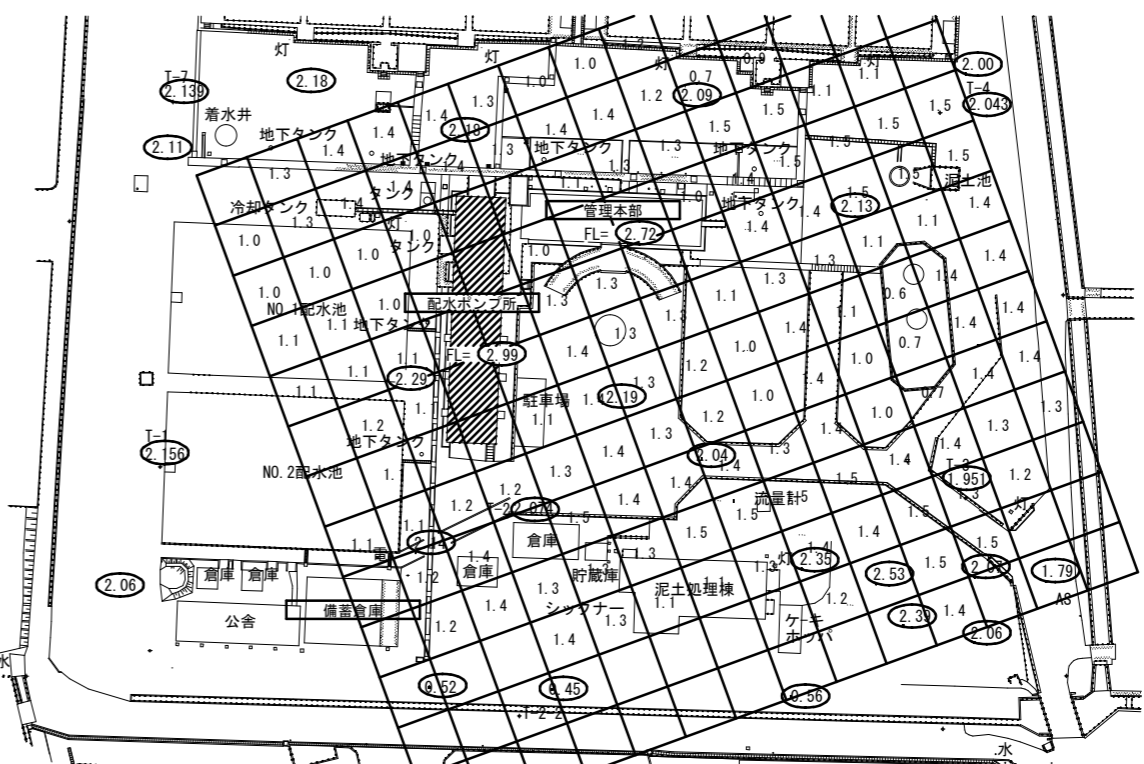
項目	特記事項						
1. 路盤	<p>◎路盤材料(クラックラン)、車道部の厚さは(100)mm</p> <p>◎締固め試験は(行う ・ 行^ウない)。</p> <p>◎路盤の厚さは、設計厚さを下回らないこととする。</p>						
2. アスファルト舗装	<table border="1"> <thead> <tr> <th>舗装の種類</th> <th>部 位</th> <th>舗装の厚さ(mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アスファルト</td> <td>外部道路</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎シールコートは(行^ウ)・行わない。</p> <p>◎切取り試験を(行う ・ 行^ウない)</p> <p>◎表層の厚さは、設計厚さを下回らないこととする。</p> <p>◎地域は(一般地域・寒冷地域)とする。</p> <p>◎舗装の平坦性は、通行の支障となる水たまりを生じない程度とする。</p>	舗装の種類	部 位	舗装の厚さ(mm)	アスファルト	外部道路	100
舗装の種類	部 位	舗装の厚さ(mm)					
アスファルト	外部道路	100					



工事場所：徳島県板野郡松茂町長岸
吉野川北岸工業用水道浄水場



付近見取り図



1.0 : 基準水位 (10mグリッドにおける平均的な地盤面からの高さ)
ポンプ所周辺の基準水位は、標高3.60 (FL+600mm) とした

基準水位 S=1/1000

1.00 : 標高を表す
BM = IFL = 2.99
※給水、電気等は共同溝経由して各施設に導入されている
※本工事は、津波発生時において、ポンプ所内部の電源設備及びポンプ設備の浸水を防ぐために、「基準水位」よりも低い位置にある、開口部、ダクト等壁貫通部について、防水扉や止水モルタル等による浸水対策を行うことを目的としている。
※ここで、「基準水位」とは、津波防災地域づくりに関する法律第53条第2項における避難施設の避難上有効な高さなどの基準となるもので、津波浸水想定に定める水深による水位に建築物への衝突による津波の上昇を考慮して、必要と認められる値を加えて定めた水位であり、地盤面からの高さで表示している。

配置図 支障物件図 S=1/1000

内部仕上げ表

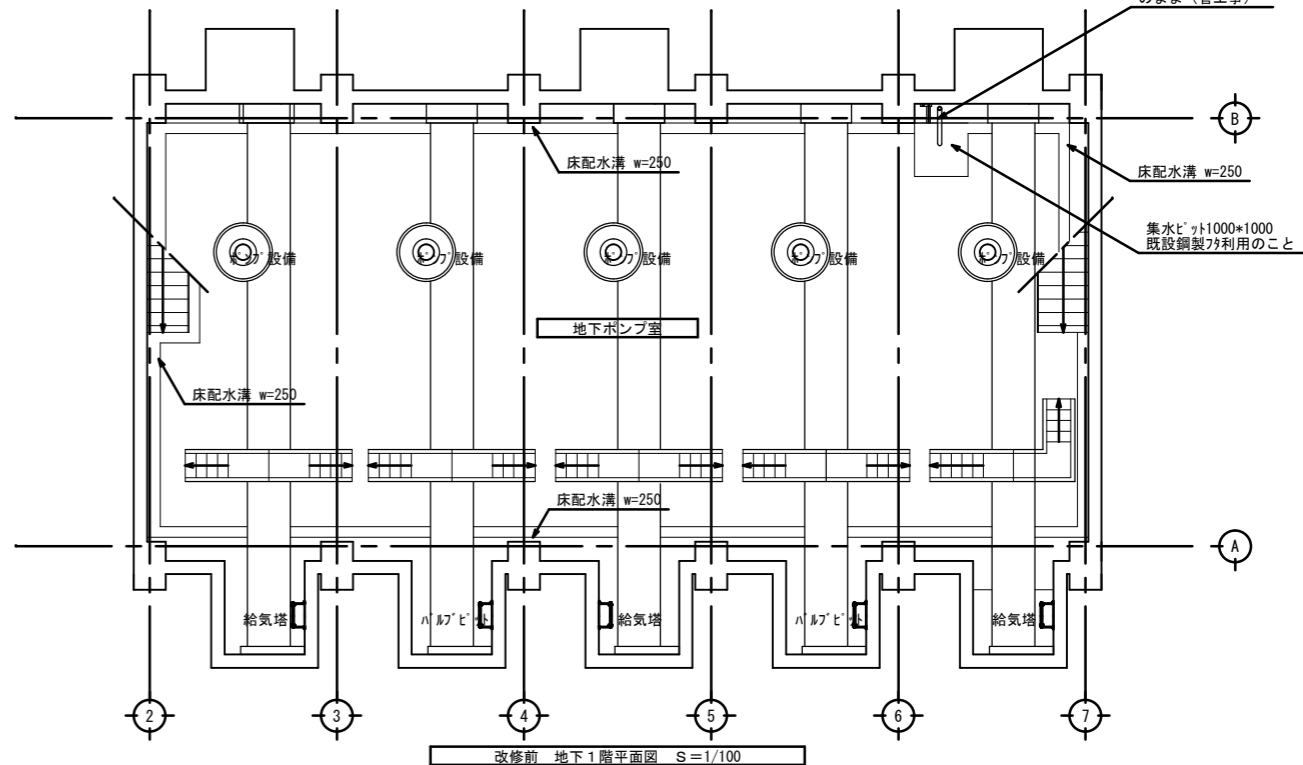
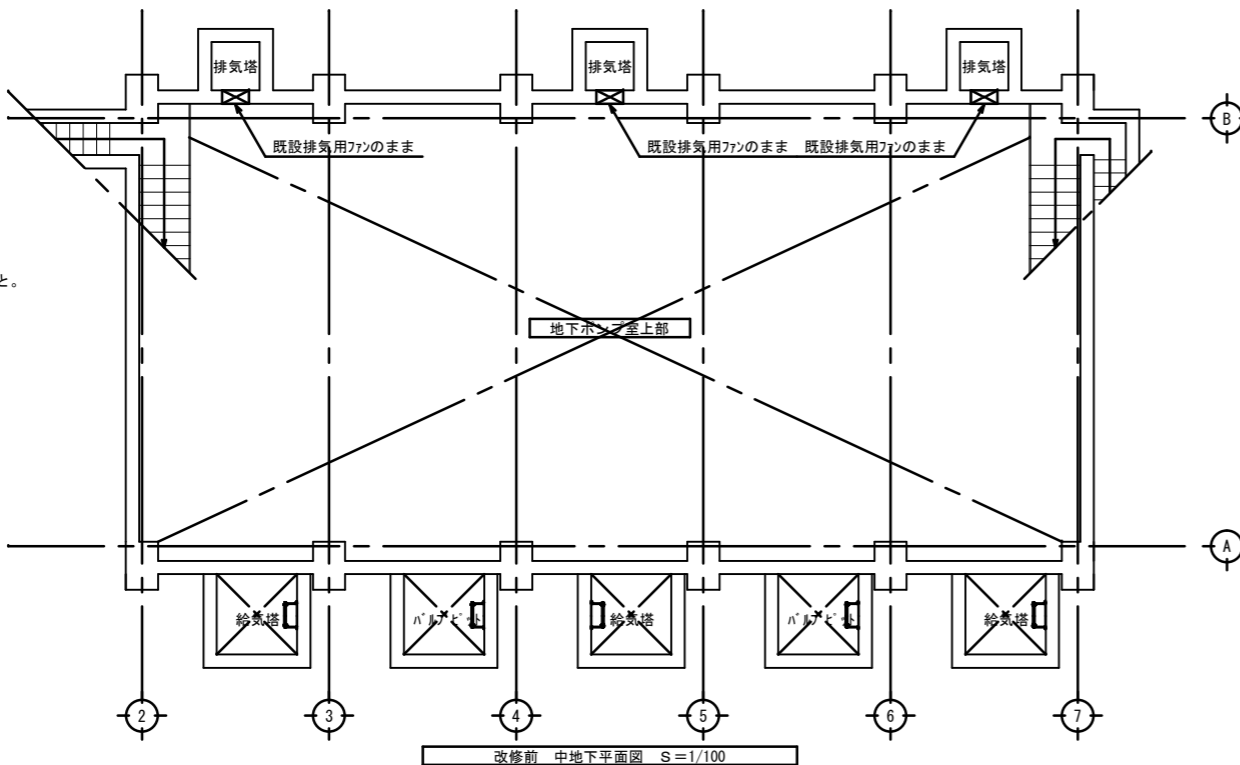
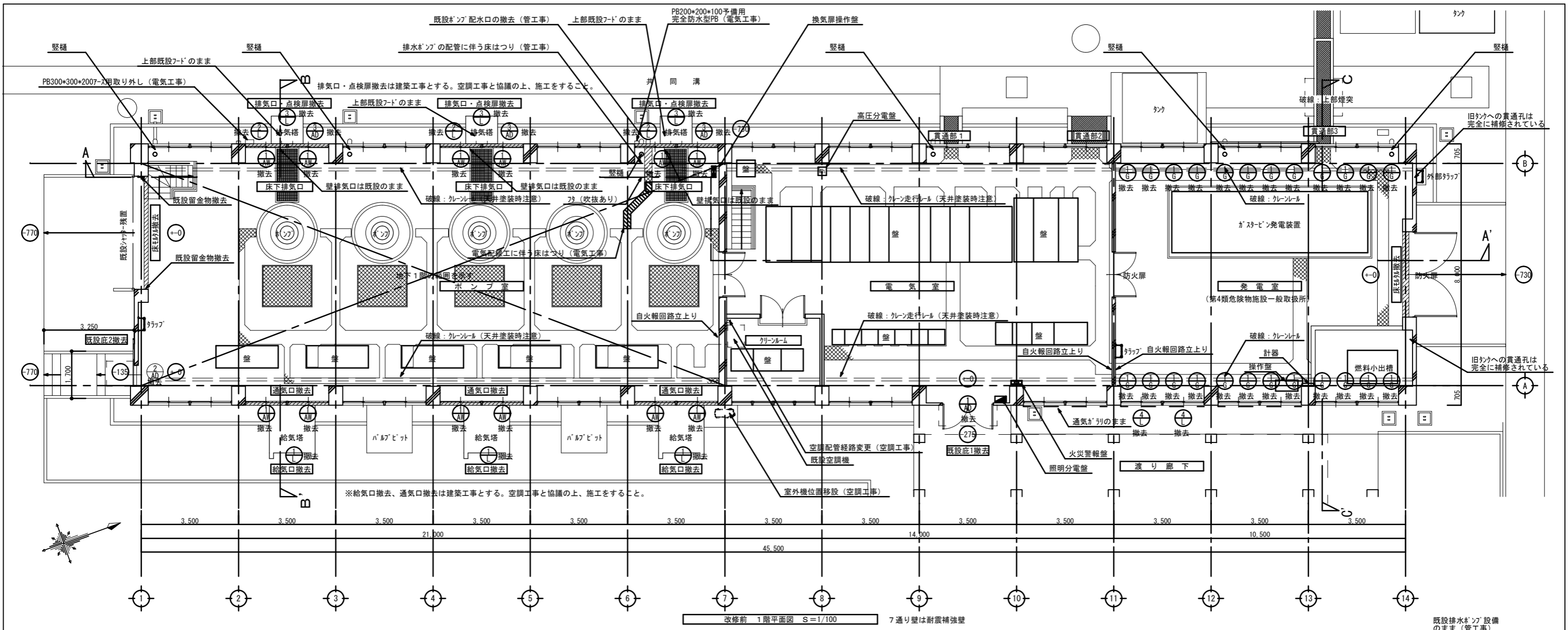
階	部名	改修前後	天井	壁	床	巾木	備考
1	発電機室	改修前	・白セメント吹付	・AEP	・防湿塗料塗	・防湿塗料塗	
		改修後	・白セメント吹付	・AEP	・防湿塗料塗	・防湿塗料塗	
	電気室	改修前	・白セメント吹付	・AEP	・防湿塗料塗	・防湿塗料塗	
		改修後	○EP塗 (改修仕様) 下地調整RB種	・AEP	・防湿塗料塗	・防湿塗料塗	
	クリーンルーム	改修前	・ロックカ-ル吸音板	・リソ吹付	・Pタイル	・ビニル巾木	
		改修後	・ロックカ-ル吸音板	・リソ吹付	・Pタイル	・ビニル巾木	
ポンプ室	改修前	・白セメント吹付	・AEP	・防湿塗料塗	・防湿塗料塗		
	改修後	○EP塗 (改修仕様) 下地調整RB種	・AEP	・防湿塗料塗	・防湿塗料塗		
B1	ポンプ室	改修前	・コンクリート打放し	・コンクリート打放し	・防水モルタル全巻押え	・モルタル全巻押え	
		改修後	・コンクリート打放し	・コンクリート打放し	・防水モルタル全巻押え	・モルタル全巻押え	

○ : 本工事で改修のある仕上げを示す

外部仕上げ表

部位	改修前	改修後	
屋根	・ケレン塗膜防水	・ケレン塗膜防水	
バルコニー	・防水形複層塗材 E	○防水形複層塗材 E	
外壁	・防水形複層塗材 E	○防水形複層塗材 E	
庇	・防水形複層塗材 E	○防水形複層塗材 E	
外部階段	・コンクリート舗装	○アスファルト舗装	
建具	・建具表参照	○建具表参照	
給気塔	屋根	・防水モルタル塗	○防水形複層塗材 E
	壁	・防水モルタル塗	○防水形複層塗材 E
排気塔	屋根	・防水モルタル塗	○防水形複層塗材 E
	壁	・防水モルタル塗	○防水形複層塗材 E

○ : 本工事で改修のある仕上げを示す



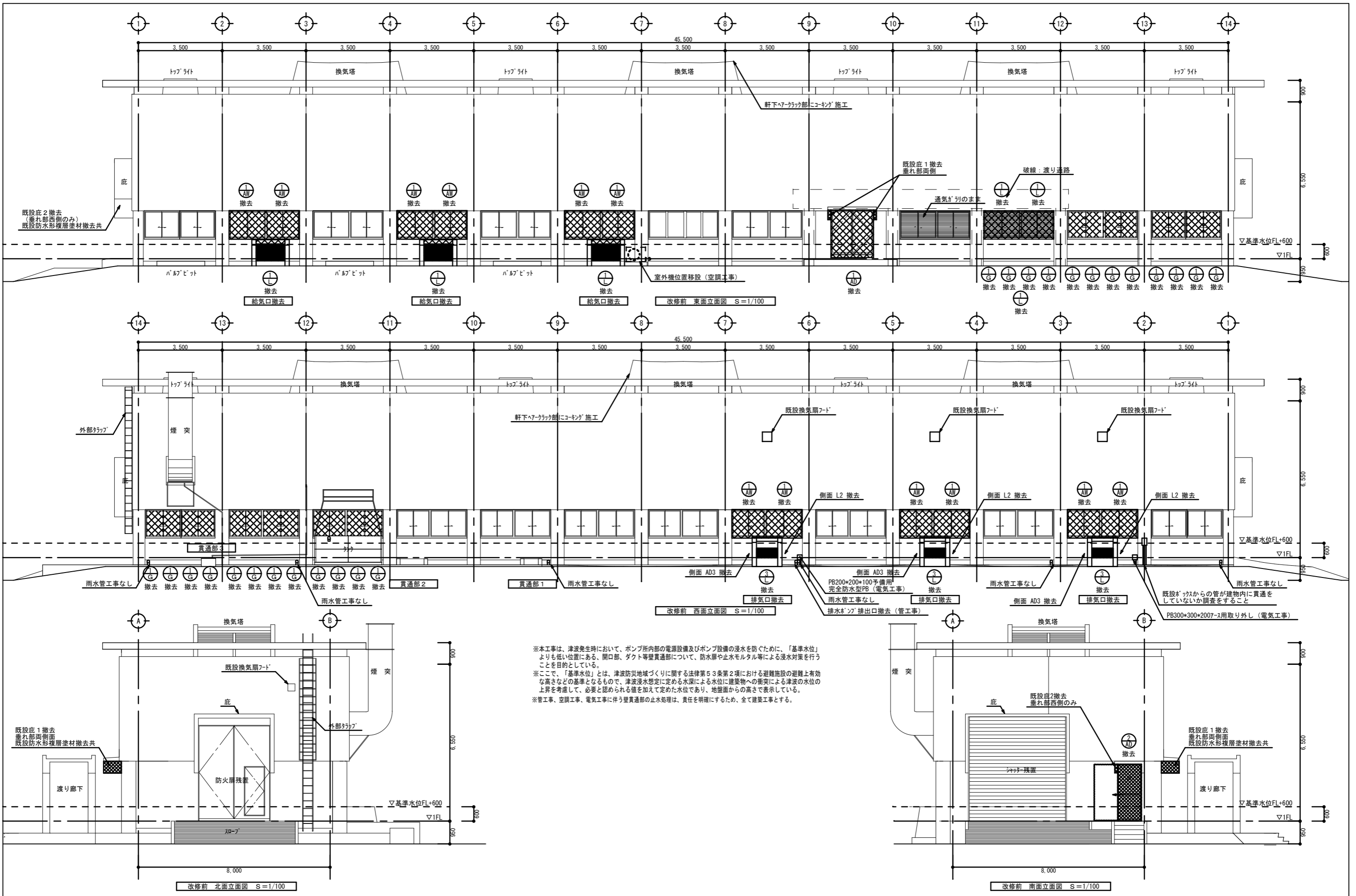
重要備品

- ・ホップ：ホップにゴミが入らないように養生をすること。ただし、機器の温度上昇を引き起こさないように留意をすること。
- ・盤：類：わり等が機器に入らないように養生をすること。
- ・火災報知器：天井塗装時にも、電源を活かしたままで施工をすること。

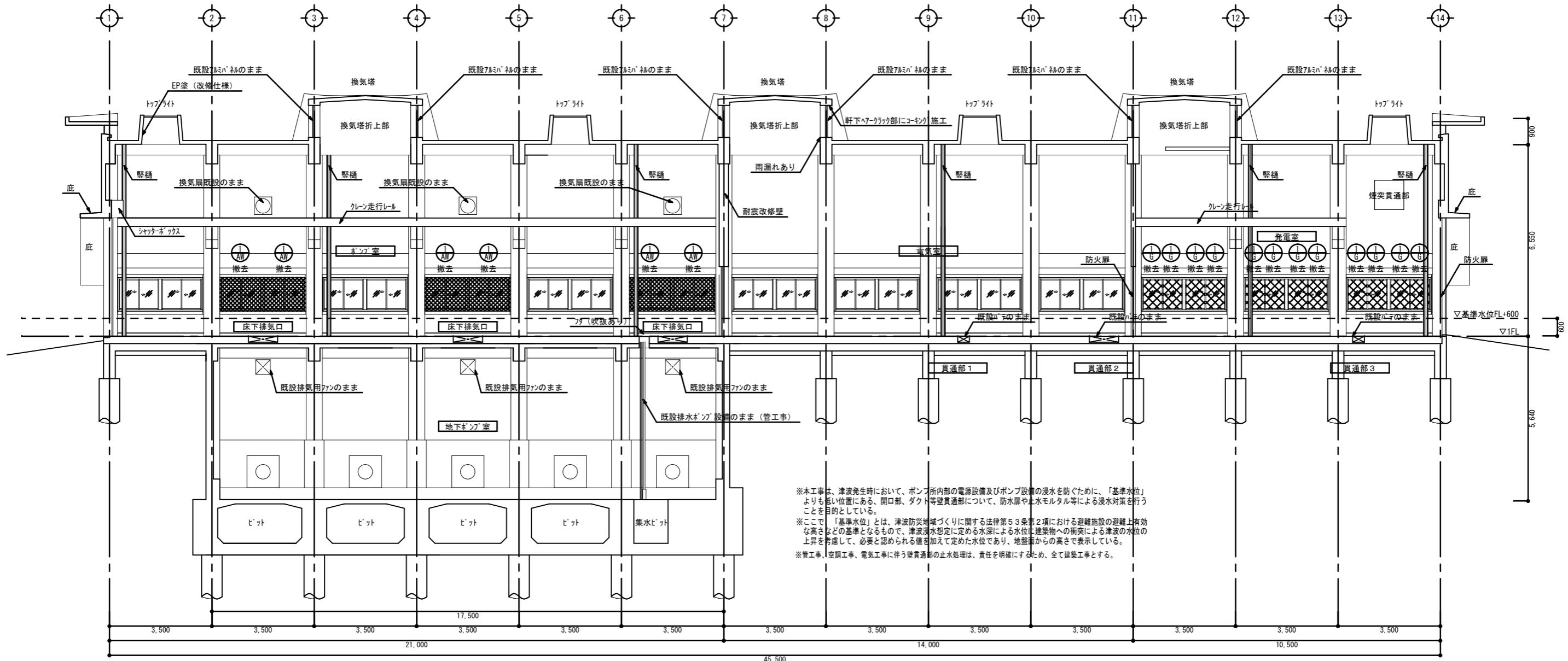
凡例

- 地下1階の範囲を示す
- ±0：FLからの高さ

※管工事、空調工事、電気工事に伴う壁貫通部の止水処理は、責任を明確にするため、全て建築工事とする。

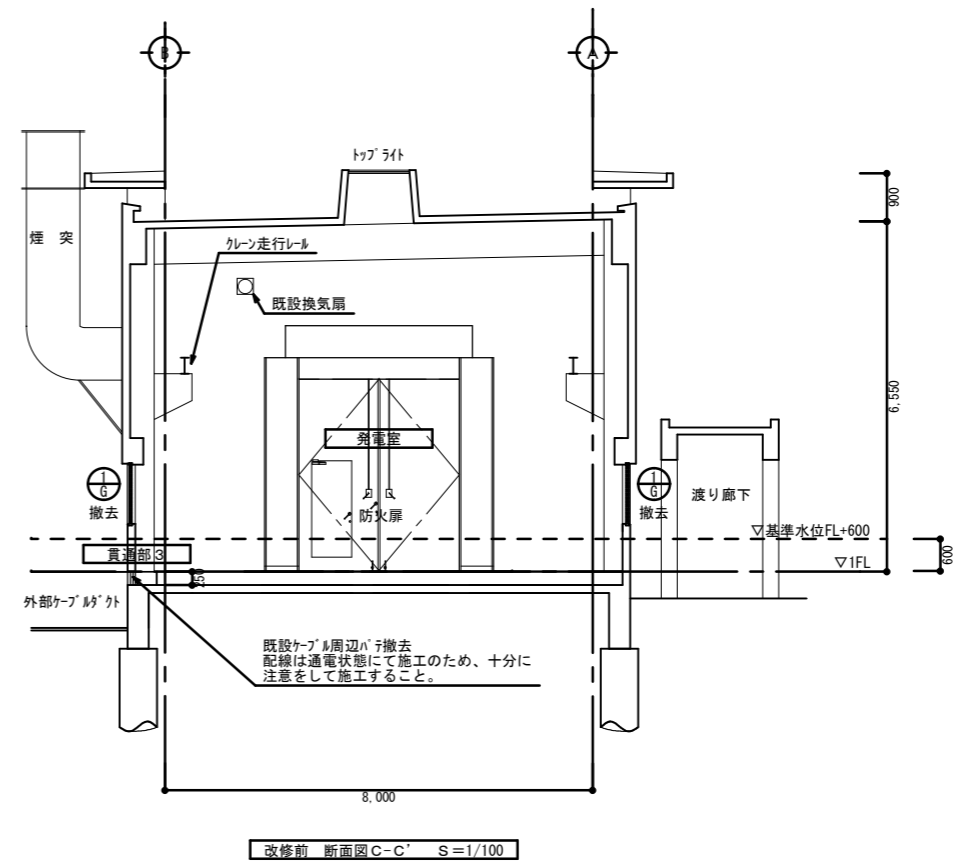
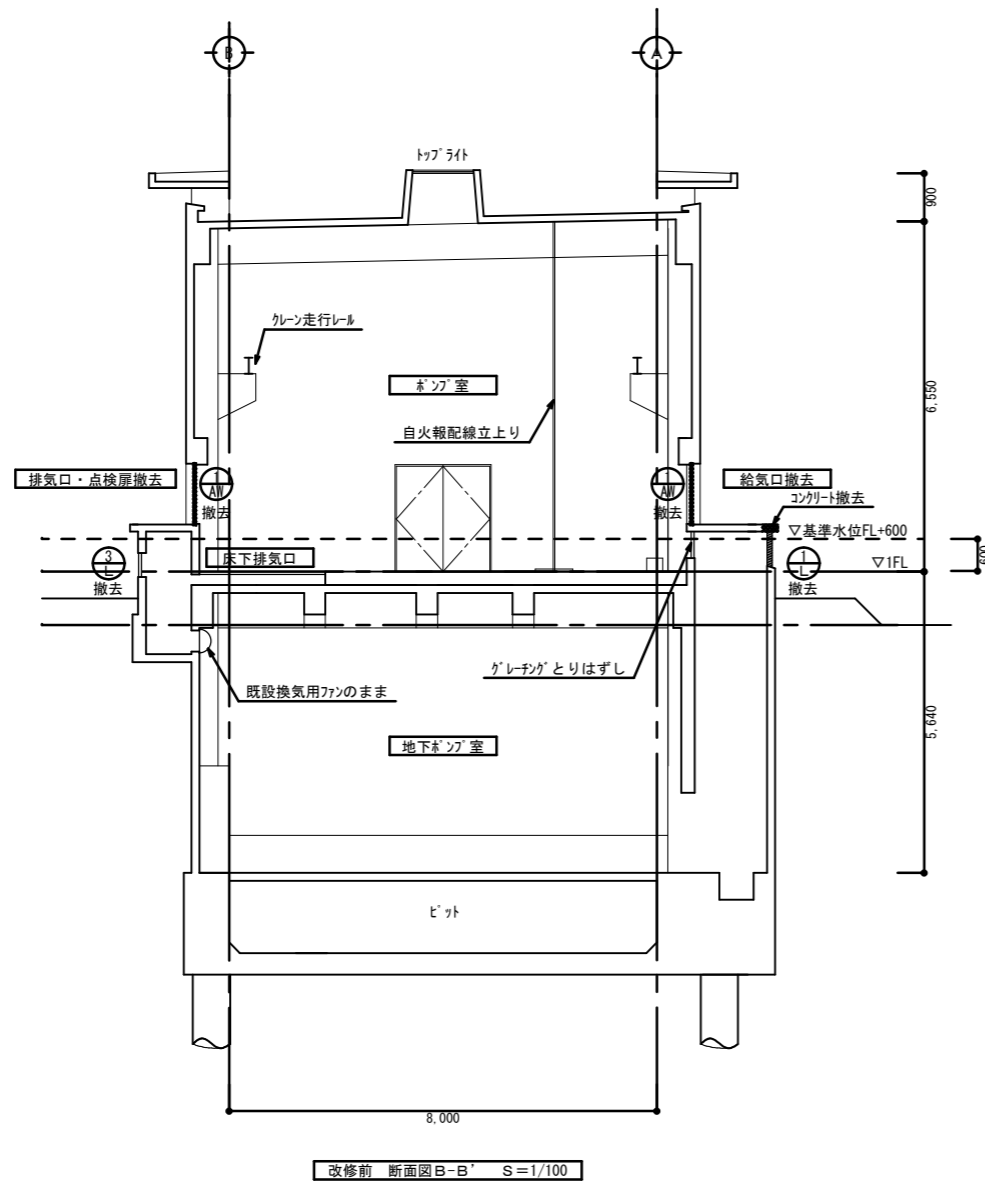


発注者 徳島県土木整備部営繕課	設計者 プリズム建築設計室 〒771-1302 徳島県海部郡七尾字一里山ノ上26-1 089-84-2497 / tabalprism@tokushima.lnax.com	工事名 R1 営繕 吉野川北岸工業用水道 松・長岸 配水ポンプ所改修工事	図面名 改修前立面図	備 考 	縮尺 1/100	図面NO A07
--------------------	---	---	---------------	---------	-------------	-------------



改修前 断面図 A-A' S=1/100

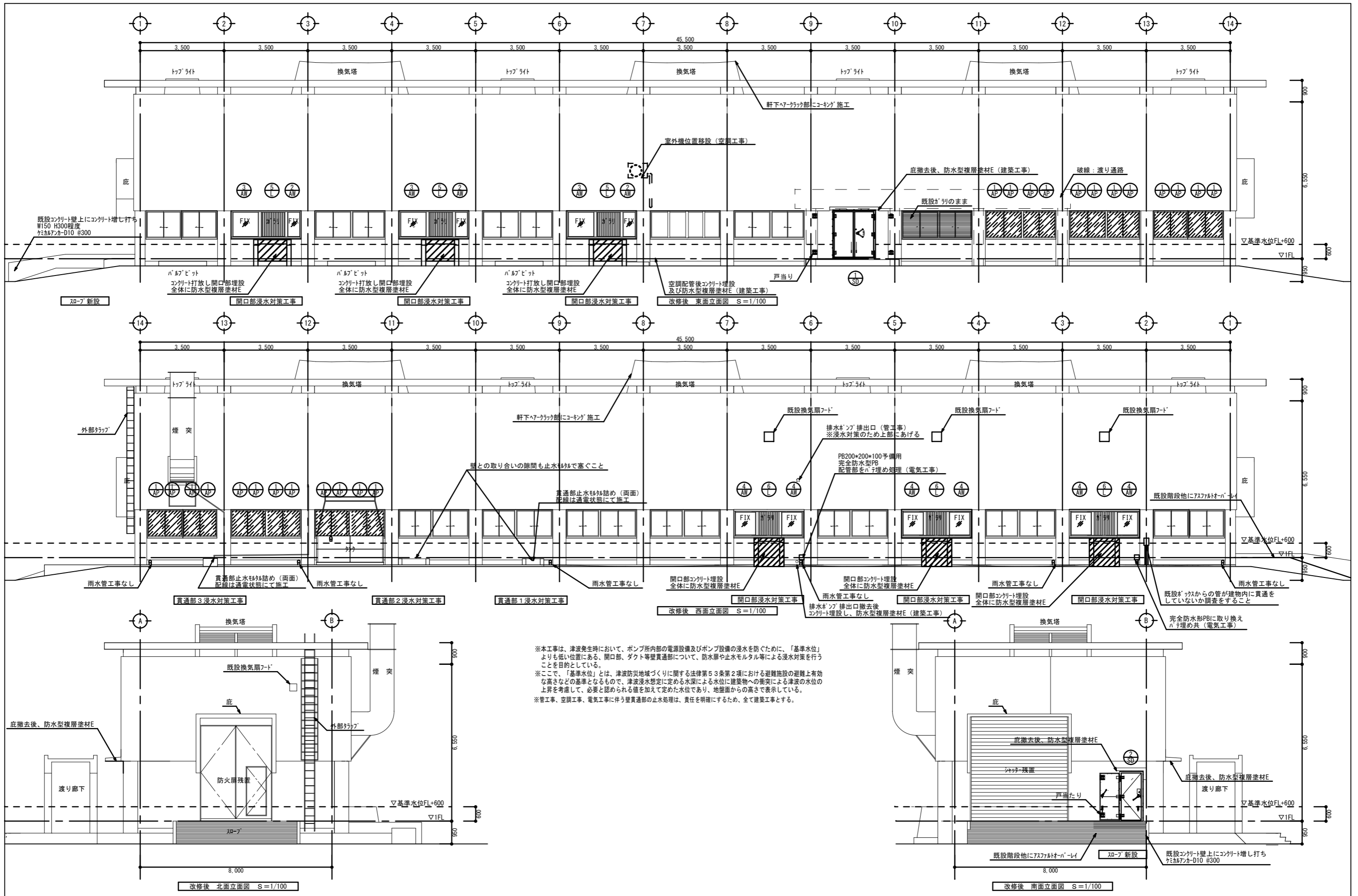
発注者 徳島県土木整備部営繕課	設計者 プリズム建築設計室 〒771-1302 徳島県板野郡上板町七島字一丁目1番地 089-894-2497 / 1tab@prism-architect.com	工事名 R1 営繕 吉野川北岸工業用水道 松・長岸 配水ポンプ所改修工事	図面名 改修前断面図 A-A'	備考 ----- ----- -----	縮尺 1/100	図面NO A08
--------------------	---	---	--------------------	-------------------------------	-------------	-------------



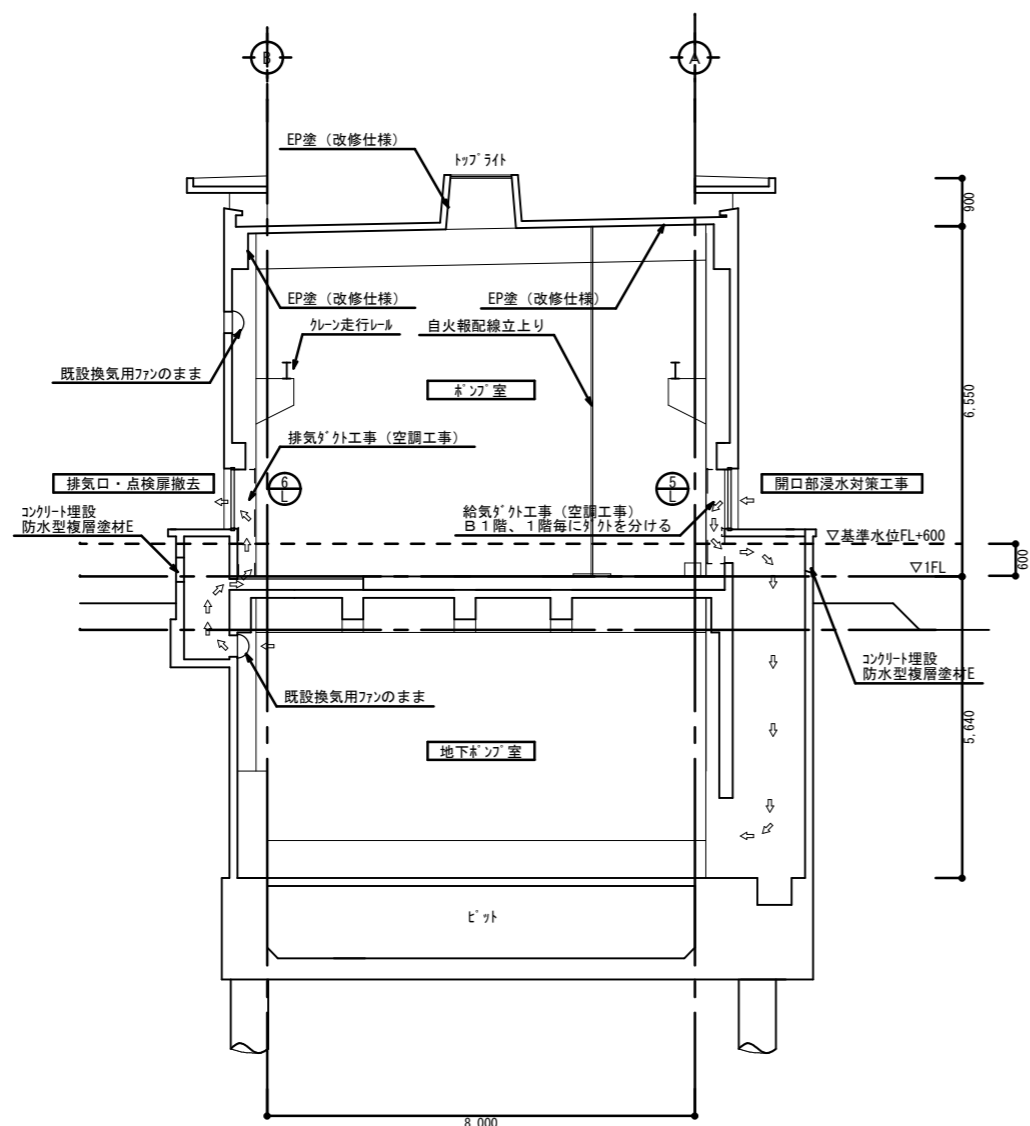
※本工事は、津波発生時において、ポンプ所内部の電源設備及びポンプ設備の浸水を防ぐために、「基準水位」よりも低い位置にある、開口部、ダクト等壁貫通部について、防水扉や止水モルタル等による浸水対策を行うことを目的としている。

※ここで、「基準水位」とは、津波防災地域づくりに関する法律第53条第2項における避難施設の避難上有効な高さなどの基準となるもので、津波浸水想定に定める水深による水位に建築物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して、必要と認められる値を加えて定めた水位であり、地盤面からの高さで表示している。

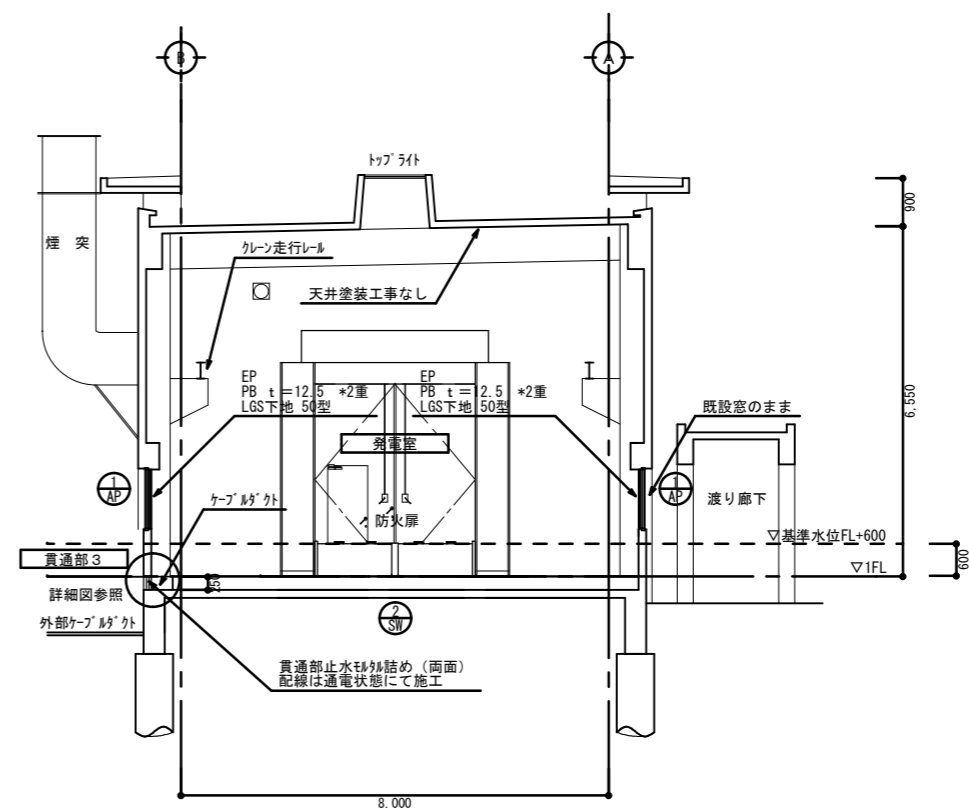
※管工事、空調工事、電気工事に伴う壁貫通部の止水処理は、責任を明確にするため、全て建築工事とする。



発注者 徳島県土木整備部営繕課	設計者 プリズム建築設計室 〒771-1302 徳島県徳島市七色字一丁目1-26-1 089-894-2497 / taba@prism-arch.co.jp	工事名 R1 営繕 吉野川北岸工業用水道 松・長岸 配水ポンプ所改修工事	図面名 改修後立面図	備 考	縮尺 1/100	図面NO A11
--------------------	--	---	---------------	-----	-------------	-------------



改修後 断面図B-B' S=1/100

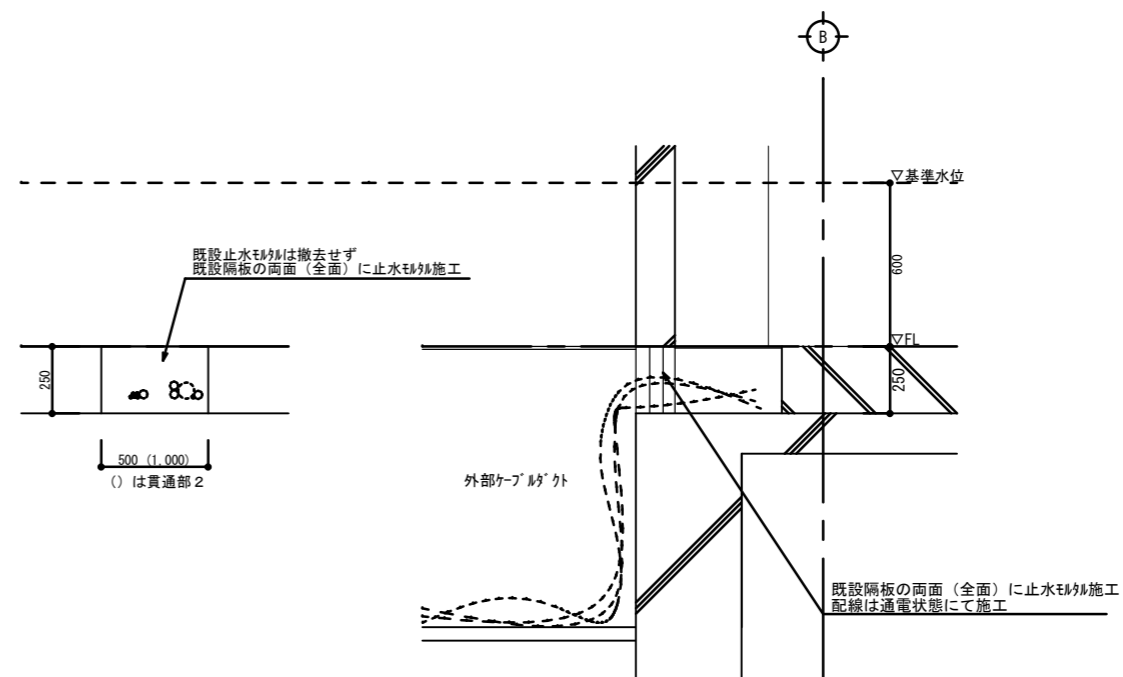


改修後 断面図C-C' S=1/100

※本工事は、津波発生時において、ポンプ所内部の電源設備及びポンプ設備の浸水を防ぐために、「基準水位」よりも低い位置にある、開口部、ダクト等貫通部について、防水扉や止水モルタル等による浸水対策を行うことを目的としている。

※ここで、「基準水位」とは、津波防災地域づくりに関する法律第53条第2項における避難施設の避難上有効な高さなどの基準となるもので、津波浸水想定に定める水深による水位に建築物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して、必要と認められる値を加えて定めた水位であり、地盤面からの高さで表示している。

※管工事、空調工事、電気工事に伴う貫通部の止水処理は、責任を明確にするため、全て建築工事とする。



貫通部1～3 浸水対策工事詳細図 S=1/20

発注者
徳島県県土整備部営繕課

設計者
プリズム建築設計室
〒771-1302 徳島県板野郡上板野七島字一里山ノ上26-1
089-894-2497 / taba@prism-architect.com

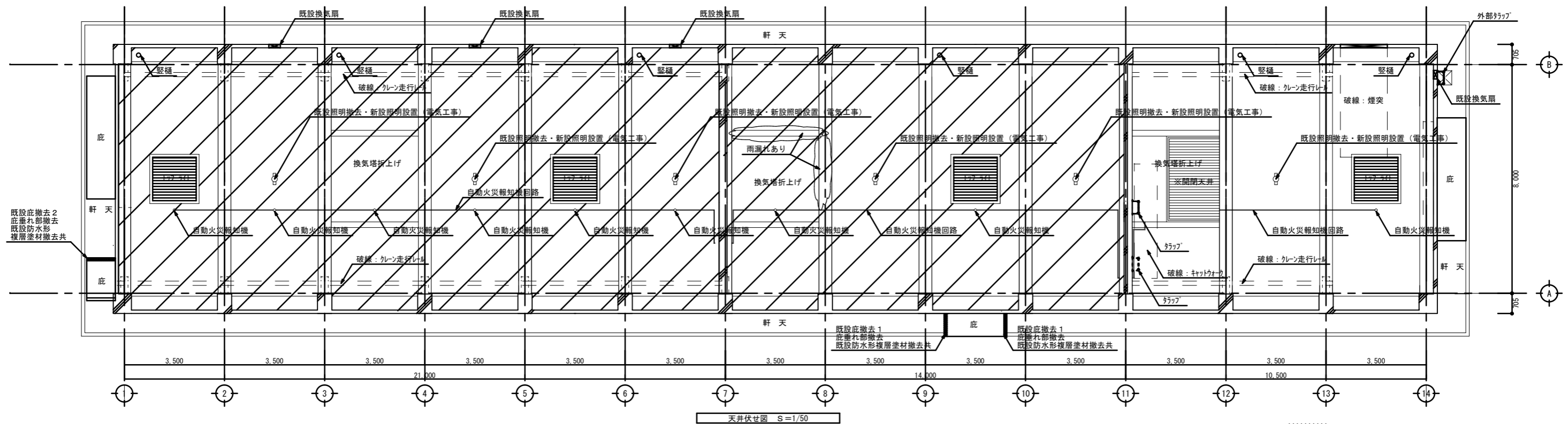
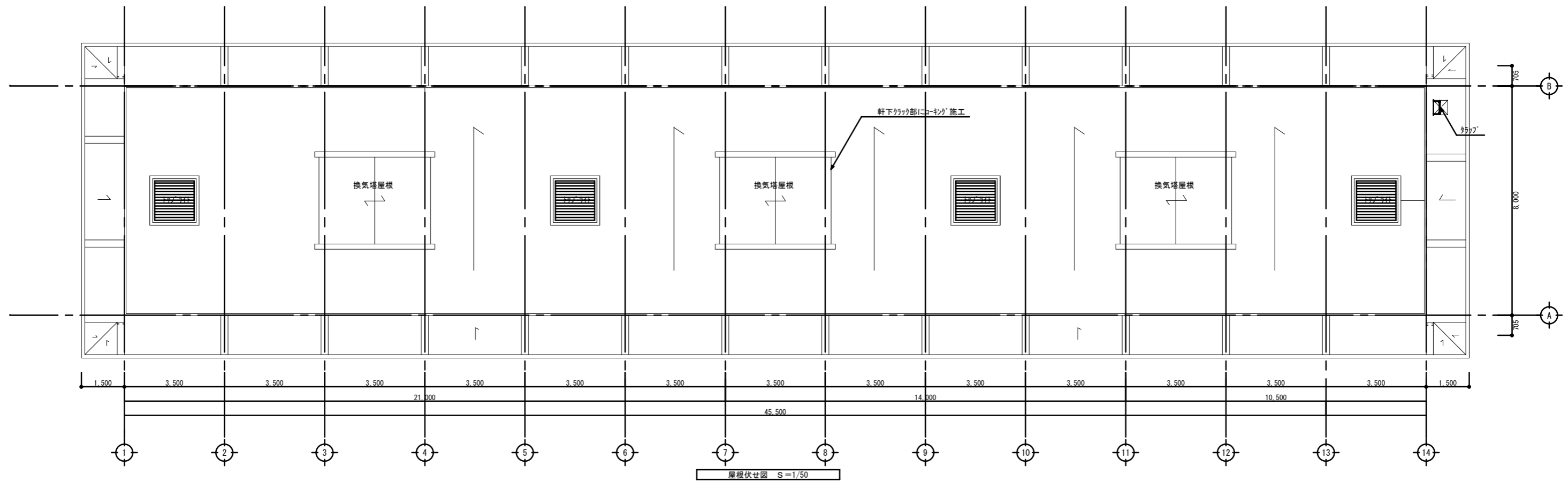
工事名
R1 営繕 吉野川北岸工業用水道 松・長岸 配水ポンプ所改修工事

図面名
改修後断面図B-B' C-C'

備考

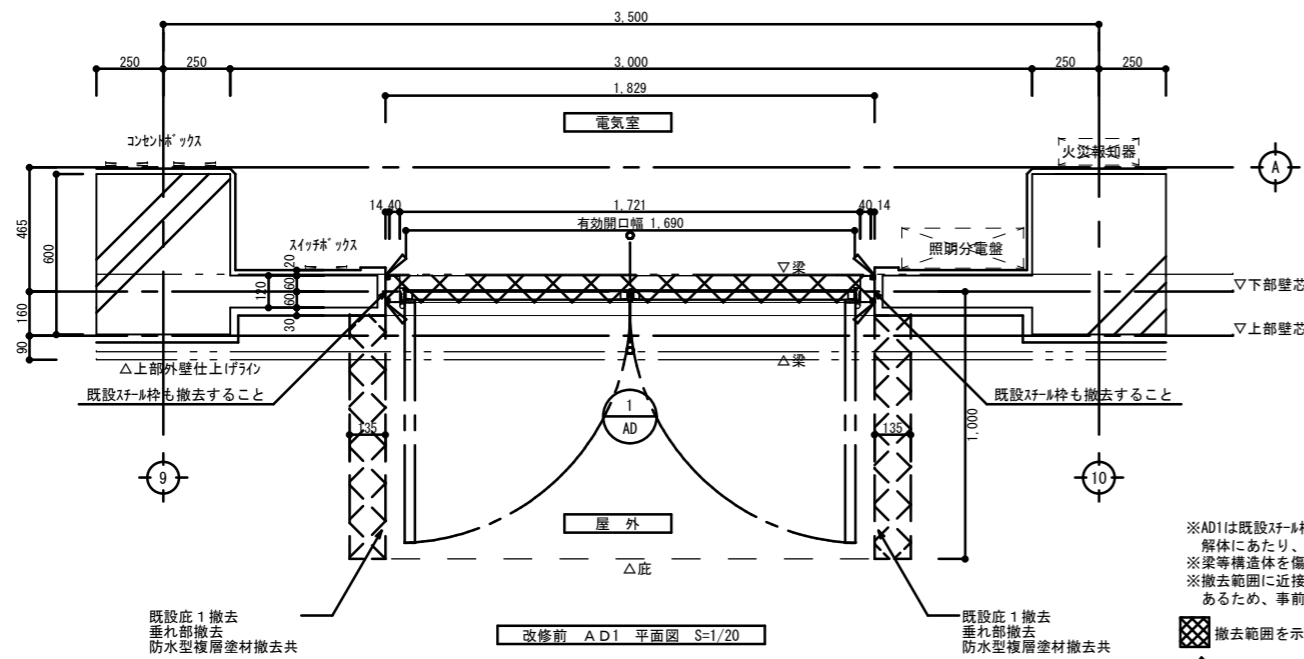
縮尺
1/20, 100

図面NO
A13

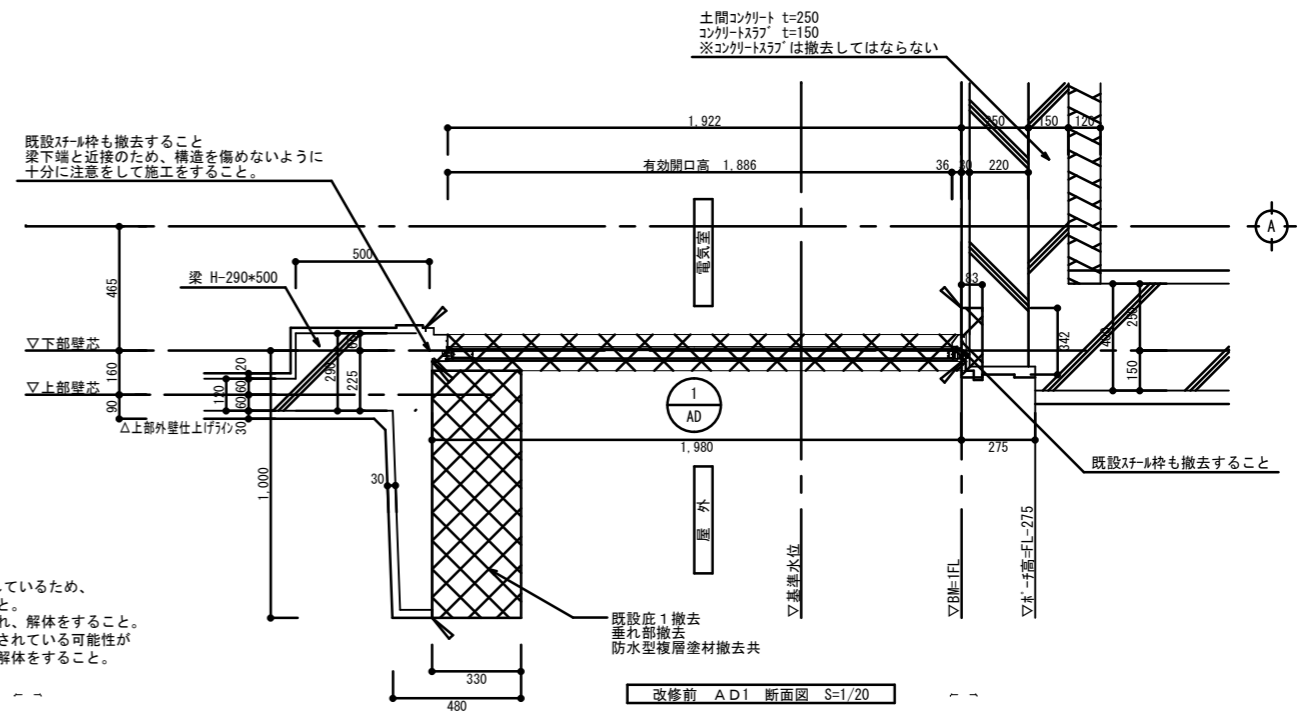


EP塗装(改修工法)
自動火災報知機作動のまま施工をすること

発注者 徳島県土木整備部営繕課	設計者 プリズム建築設計室 〒771-1302 徳島県吉野川市七島字一丁目1-26-1 089-894-2497 / 1ab@prism-architect.com	工事名 R1 営繕 吉野川北岸工業用水道 松・長岸 配水ポンプ所改修工事	図面名 屋根伏せ図・天井伏せ図	備考 	縮尺 1/100	図面NO A14
--------------------	---	---	--------------------	--------	-------------	-------------



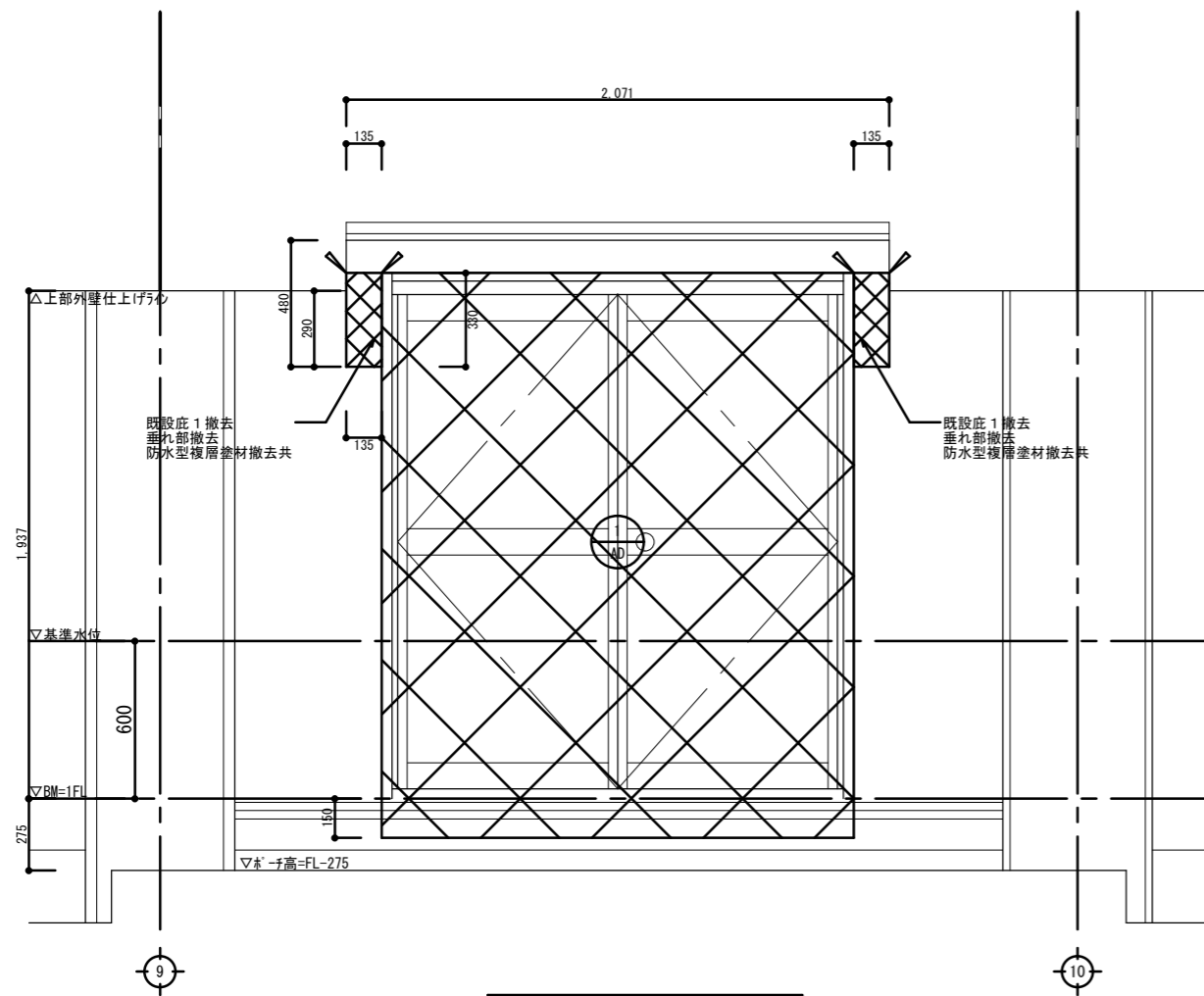
改修前 AD1 平面図 S=1/20



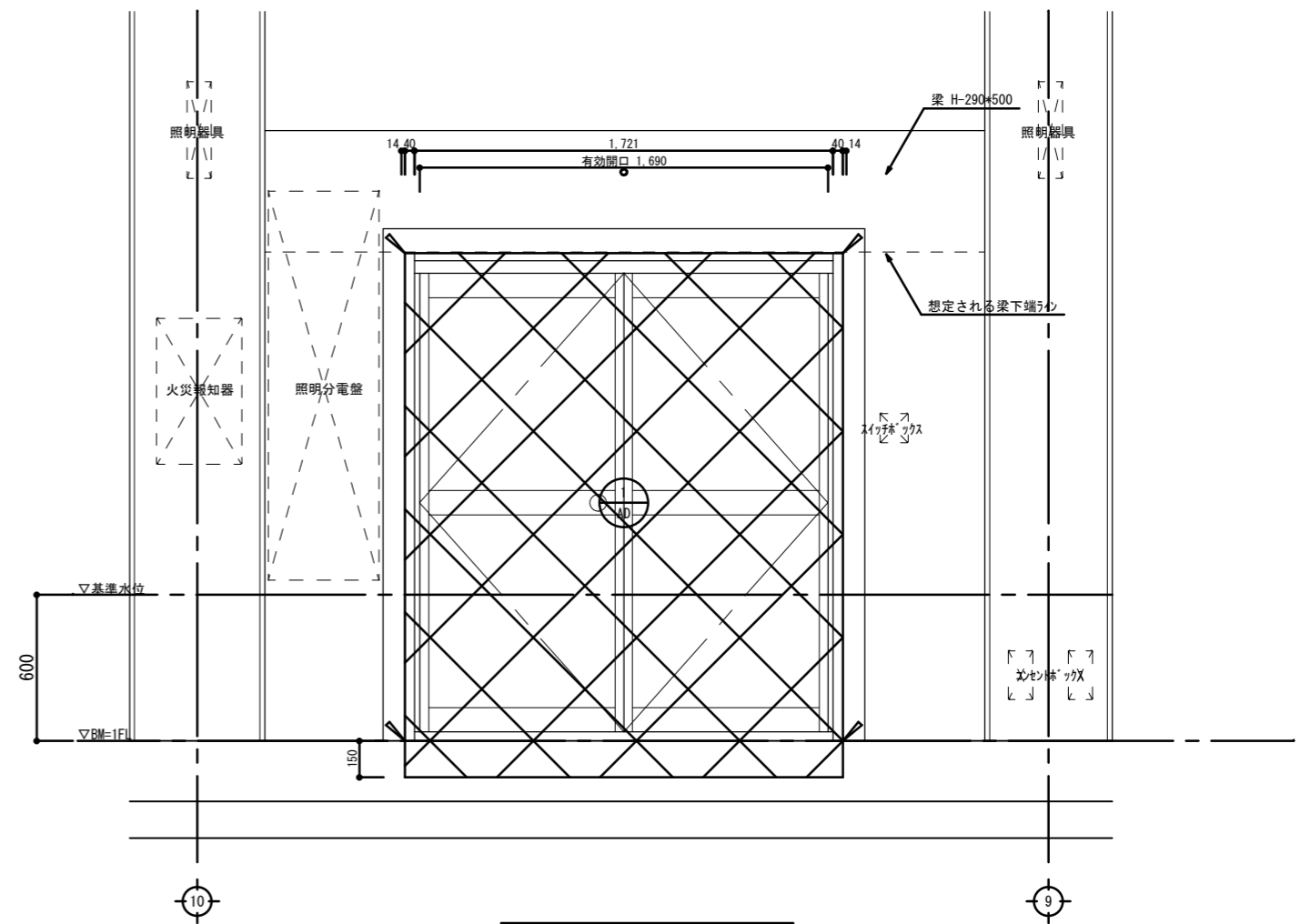
改修前 AD1 断面図 S=1/20

※AD1は既設スチール枠に加工により設置しているため、解体にあたり、既設スチールも撤去すること。
 ※梁等構造体を傷めないように、カッターを入れ、解体すること。
 ※撤去範囲に近接して電気配管等が埋設されている可能性があるため、事前に十分調査をした上で、解体すること。

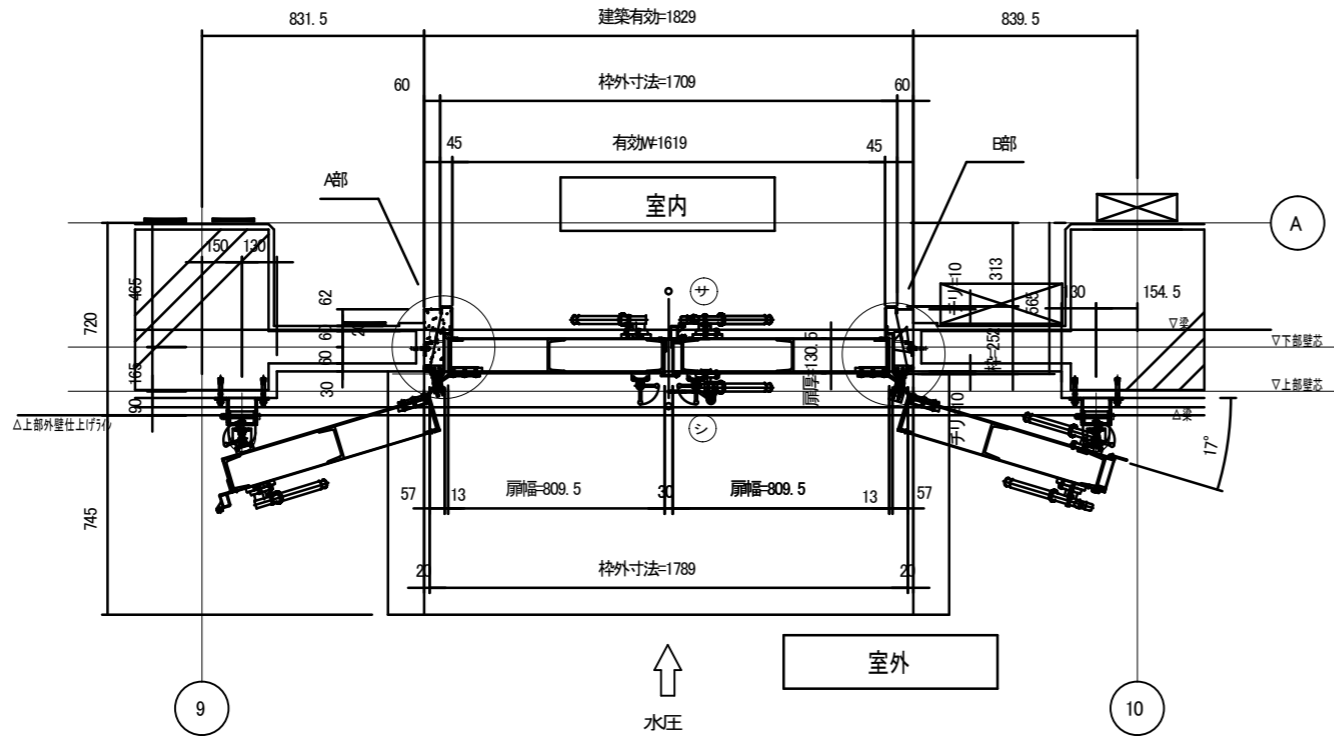
撤去範囲を示す
 カッター入れ箇所を示す



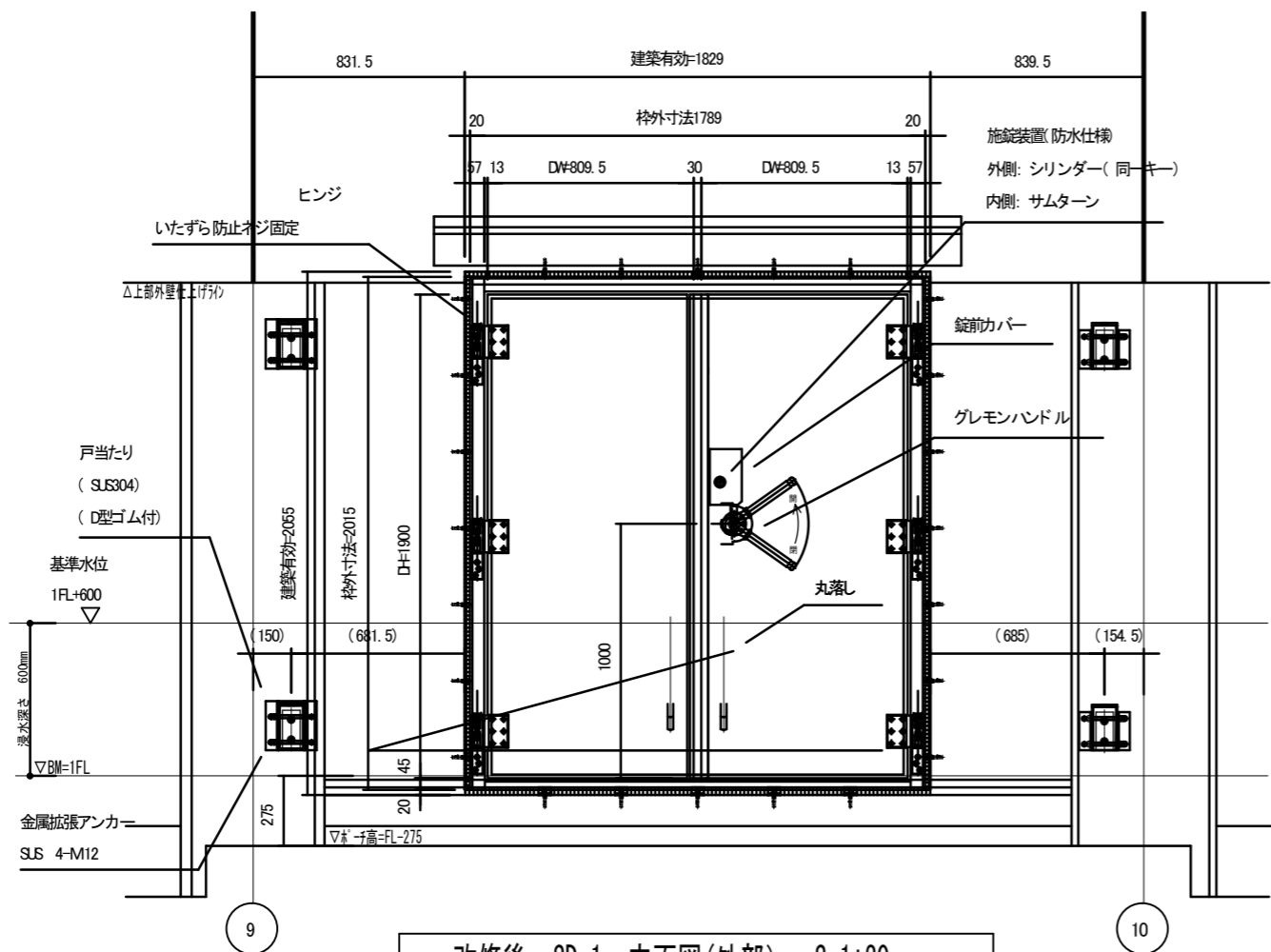
改修前 AD1 立面図 (外部) S=1/20



改修前 AD1 立面図 (内部) S=1/20

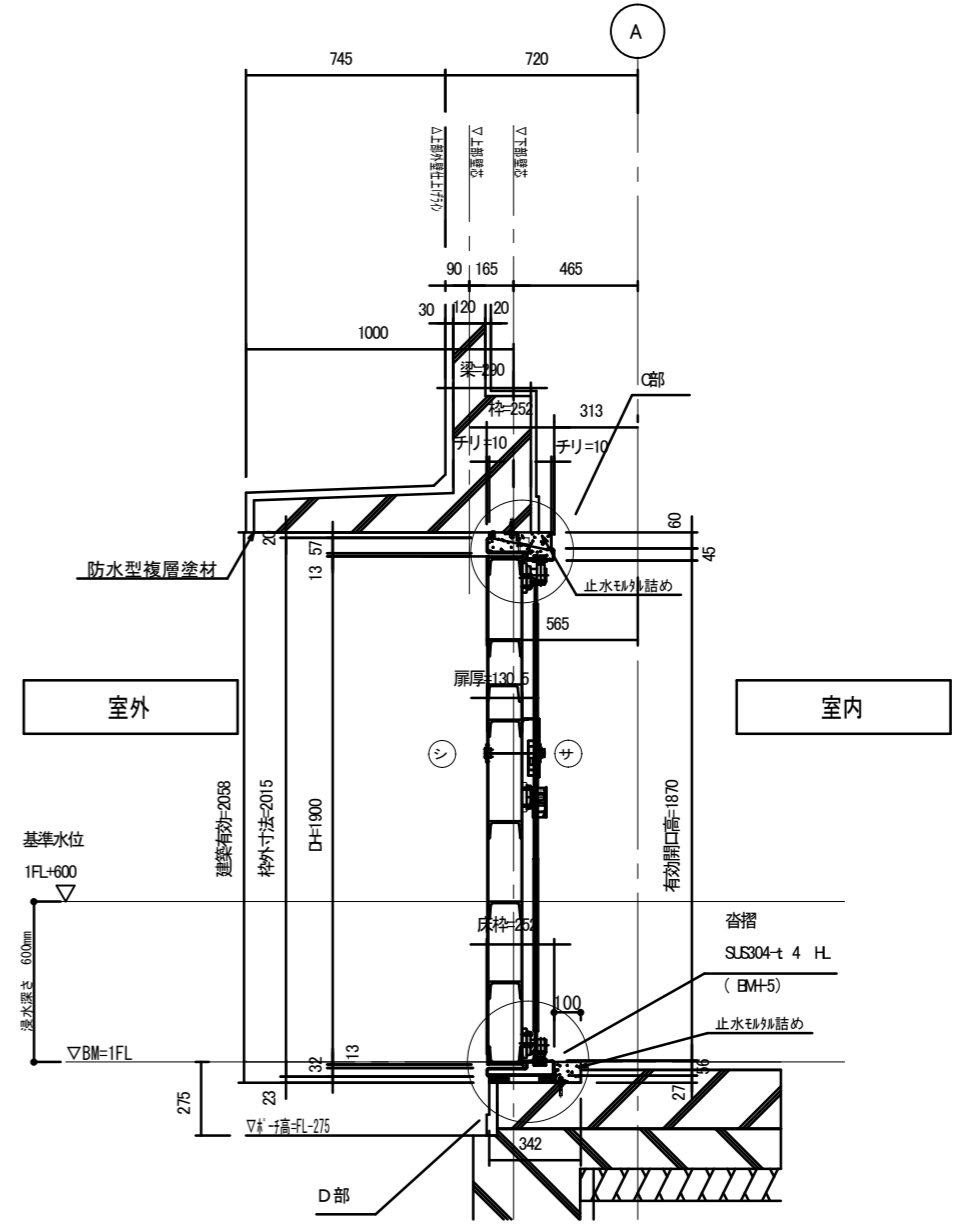


改修後 SD-1 平面図 S=1:20



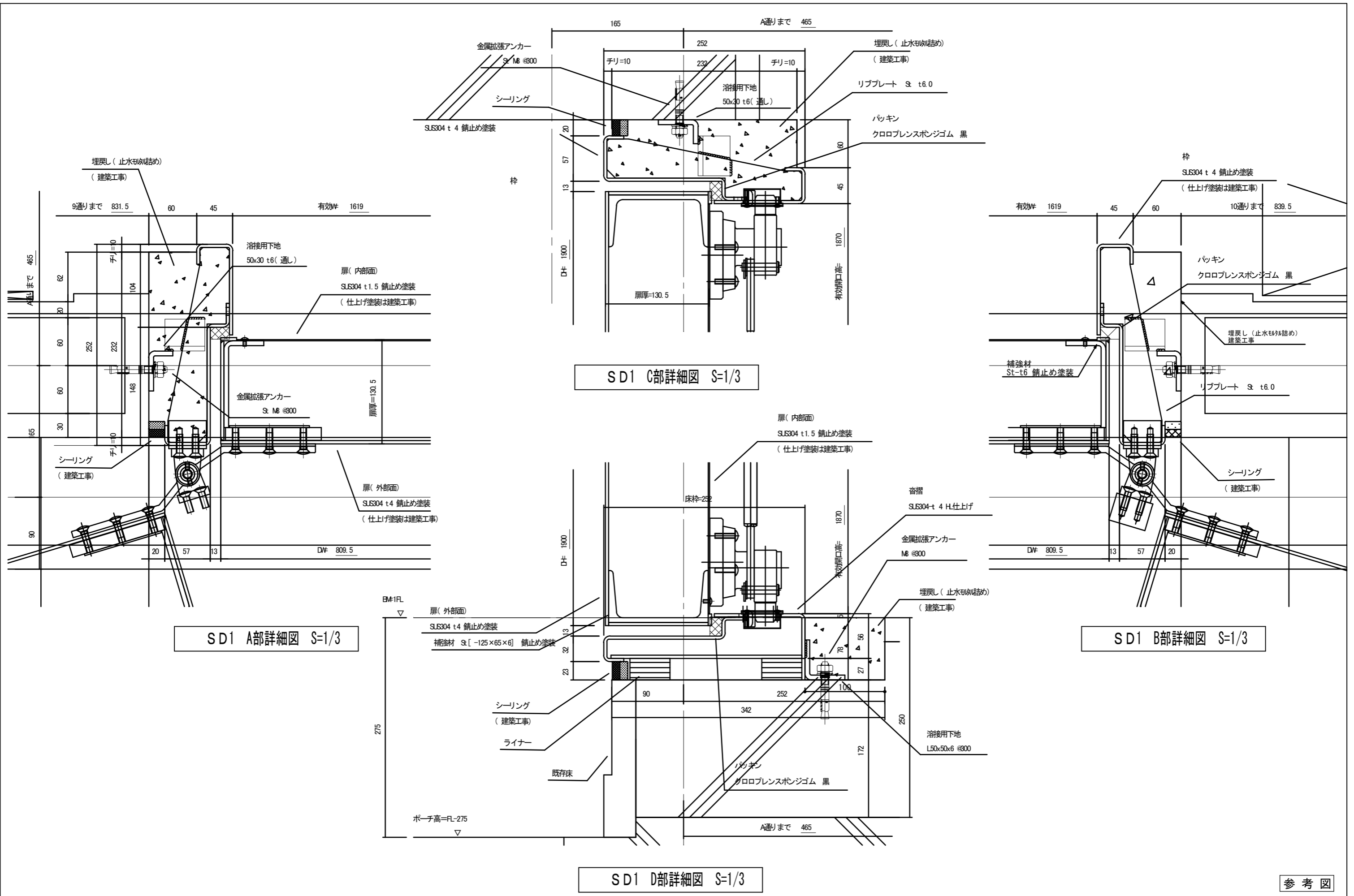
改修後 SD-1 立面図(外部) S=1:20

名称	仕様
形式	手動両開き水防扉(SD-1)
有効寸法	W619×H1870 [mm]
設置水位	1FL+600 [mm] (正水圧) 浸水深さ 600 [mm] 水圧係数 1.0 耐水圧 600 [mm]
許容漏水量	0.02m³/h/m² 以下(工場出荷時)
締付方法	レバーハンドル操作によるグレモン締付
主要部材の材質	扉: SUS+錆止め塗装仕上げ 枠: SUS+錆止め塗装仕上げ 沓摺: SUS304-HL ヒンジ: SUS304 ハンドル: 黄銅 クロムメッキ パッキン: クロロブレンスポンジゴム 黒 錆止め塗装: JASS18 M-109同等品 ※仕上げ塗装 DP塗 (建築工事)
備考	※施設装置(防水仕様) 戸当たり (丸落し付)



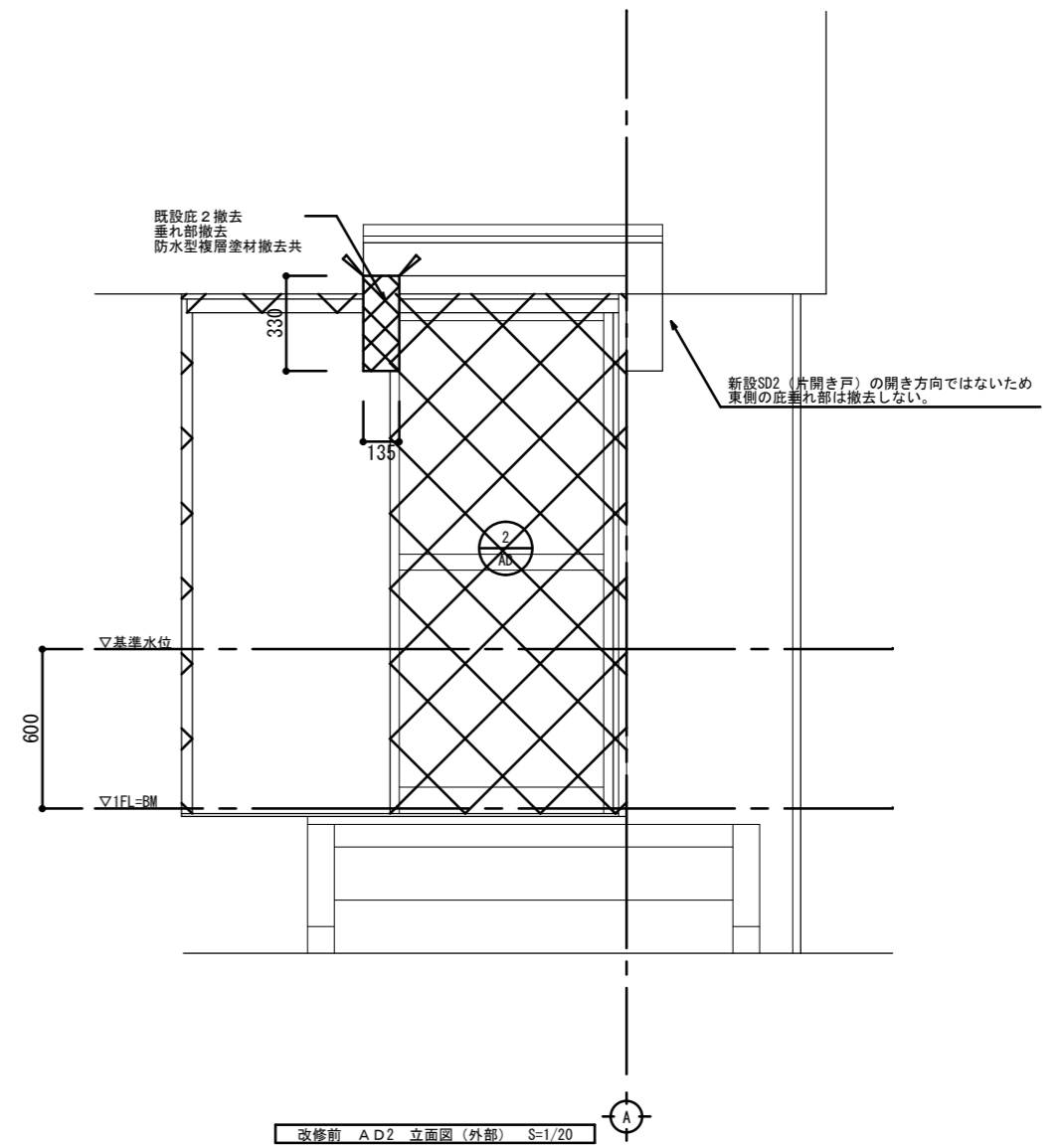
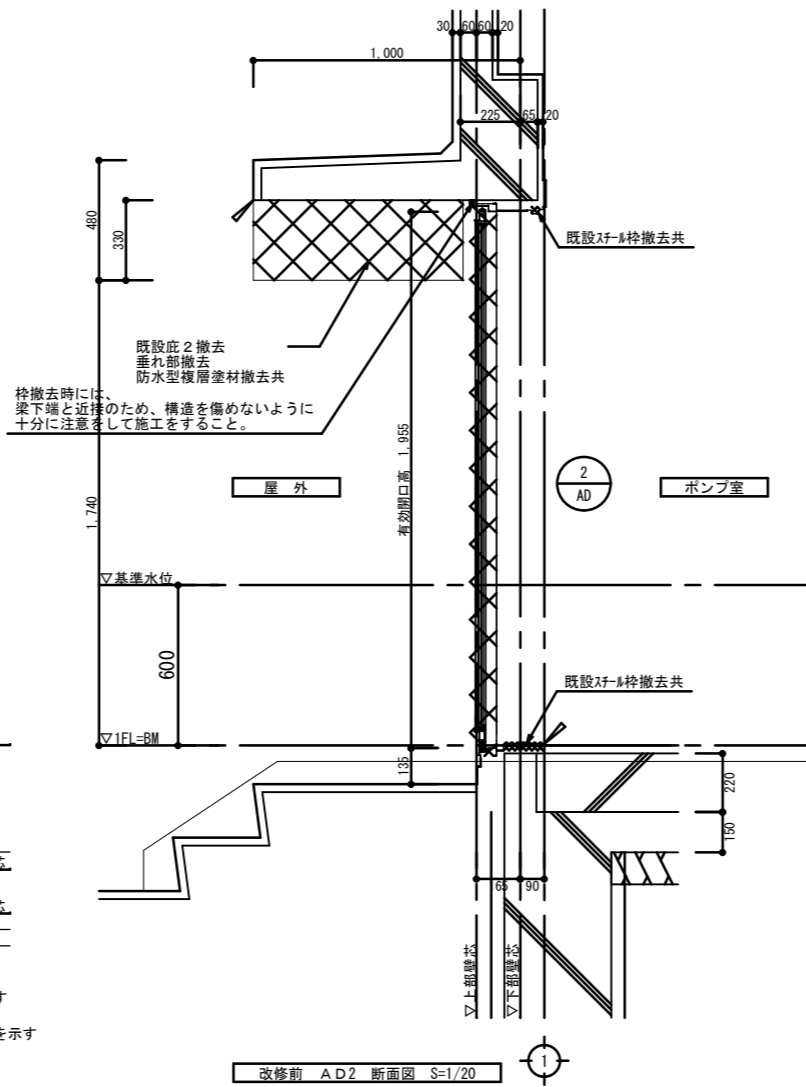
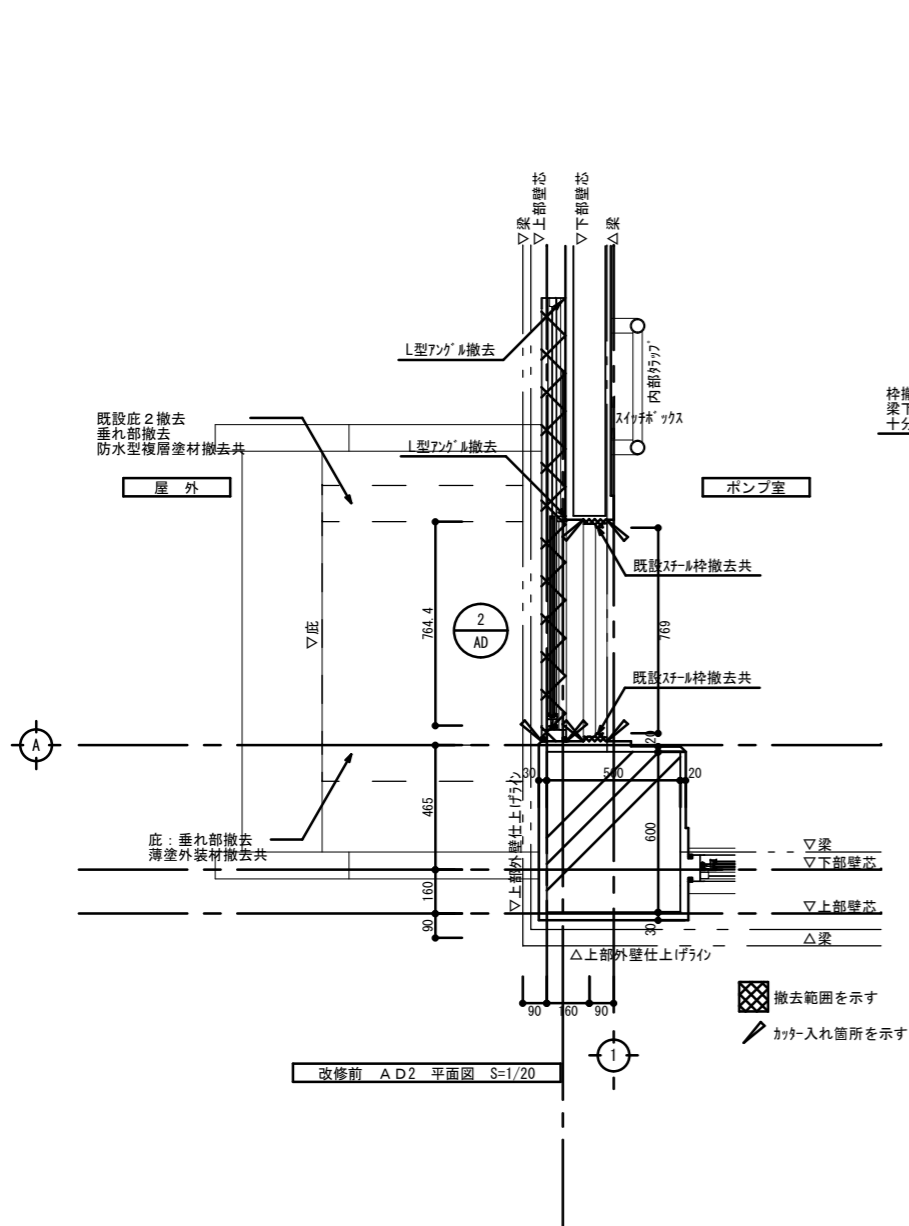
改修後 SD-1 断面図 S=1:20

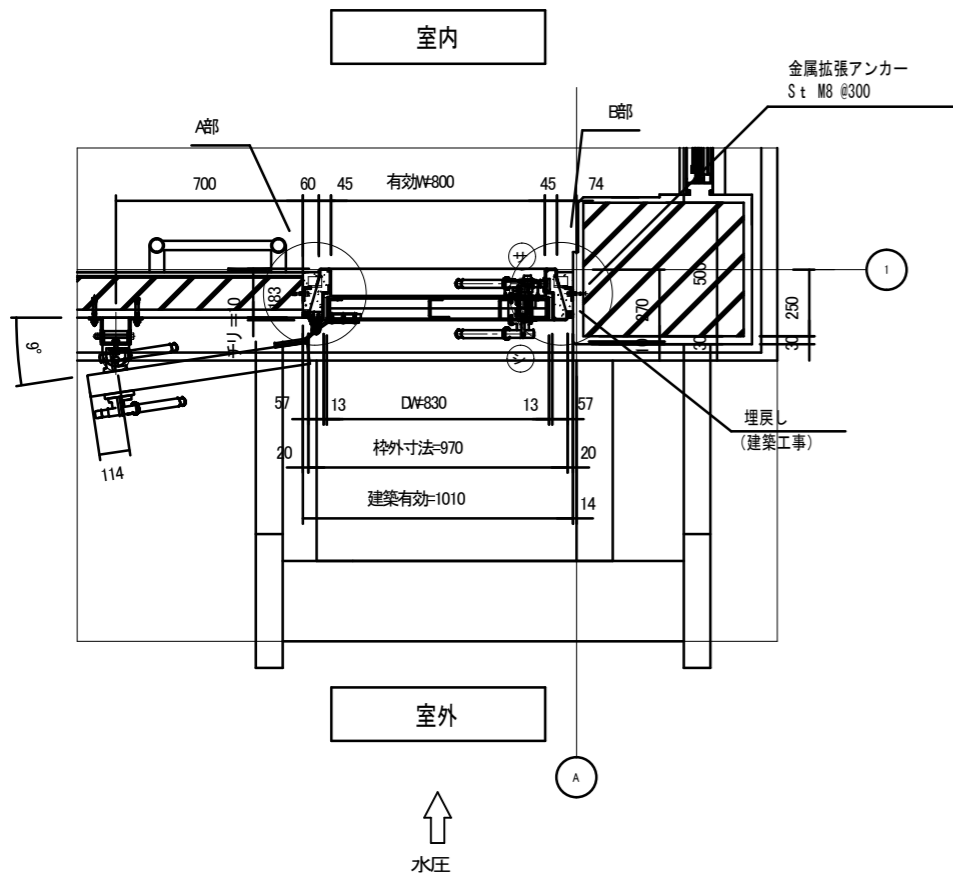
参考図



参考図

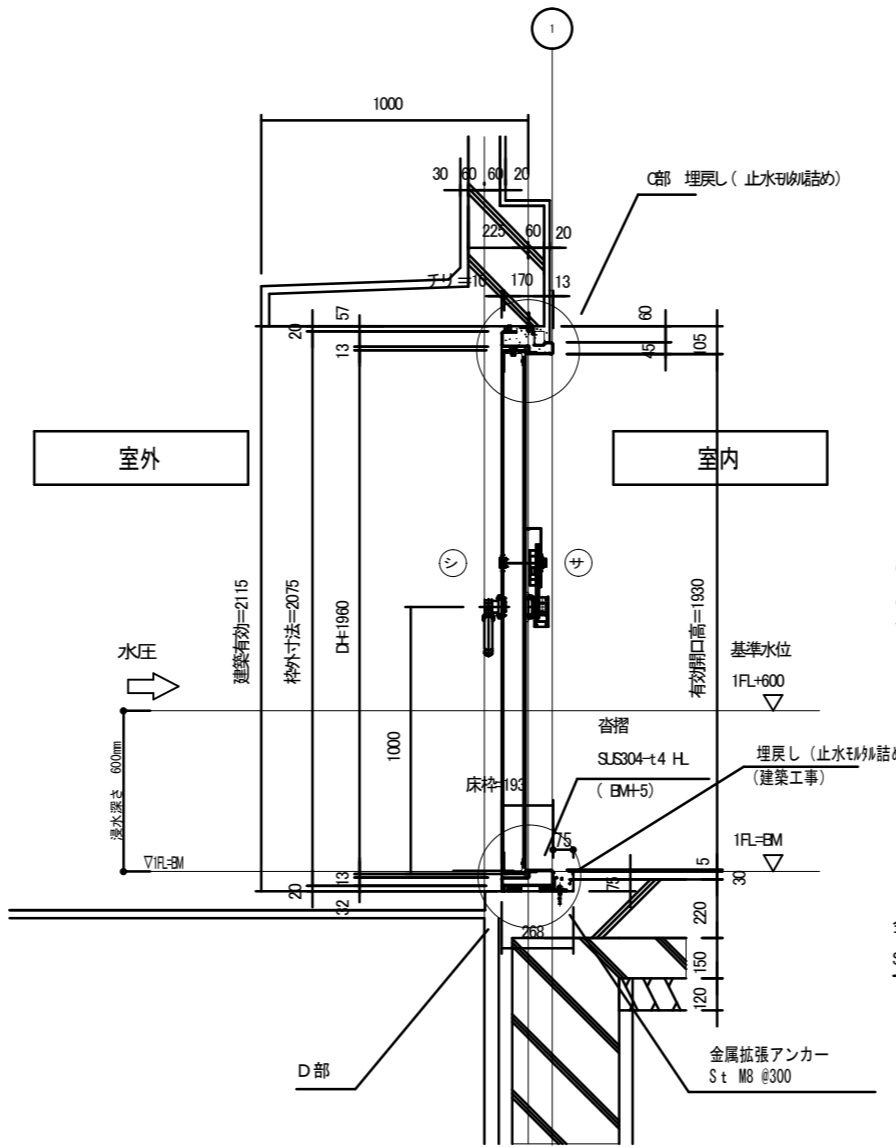
発注者 徳島県土木整備部管轄課	設計者 プリズム建築設計室 〒771-1302 徳島県徳島市上板町七番字一丁目ノ上2F-1 089-894-2497 / info@prism-architect.com	工事名 R1 宮緒 吉野川北岸工業用水道 松・長岸 配水ポンプ所改修工事	図面名 改修後 防水扉SD1 部分詳細図	備考	縮尺 1/3	図面NO A18
--------------------	--	---	-------------------------	----	-----------	-------------



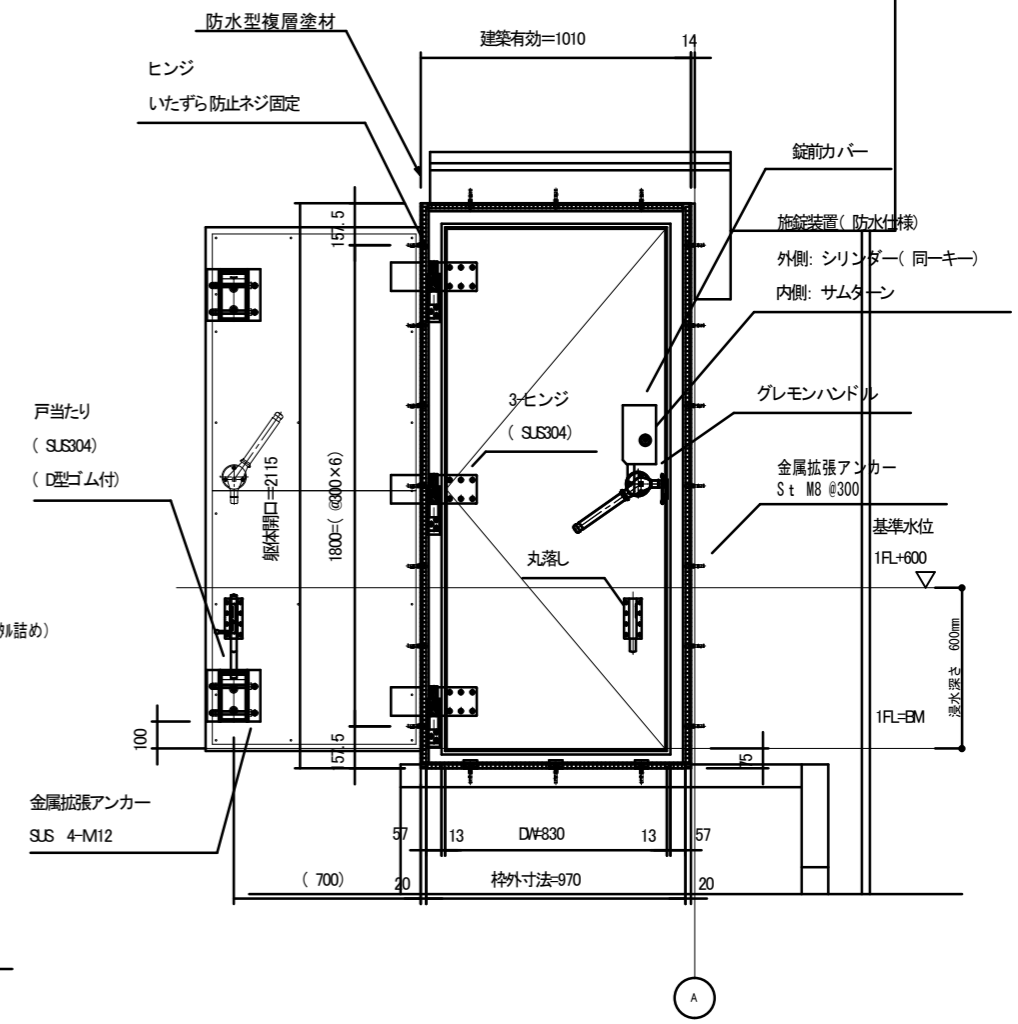


改修後 SD-2 平面図 S=1:20

名称	仕様
形式	手動片開き水防扉 (SD-2)
有効寸法	W800 × H1930 [mm]
設計水位	1FL+600 [mm] (正水圧) 浸水深さ 600 [mm] 水圧係数 1.0 耐水圧 600 [mm]
許容漏水量	0.02m ³ /h / m ² 以下 (工場出荷時)
締付方法	レバーハンドル操作によるグレモン締付
主要部材の材質	扉: SUS+錆止め塗装仕上げ 枠: SUS+錆止め塗装仕上げ 沓摺: SUS304+HL ヒンジ: SUS304 ハンドル: 黄銅 クロムメッキ パッキン: クロロブレンスポンジゴム 黒 錆止め塗装: JASS18 M109同等品 ※仕上げ塗装 DP塗 (建築工事)
備考	※施錠装置 (防水仕様) 戸当たり (丸落し付)



改修後 SD-2 断面図 S=1:20



改修後 SD-2 立面図 S=1:20

参考図